

参議院法務委員会議録 第十五号

(三一五〇)

第一百七十一回
平成二十一年七月七日(火曜日)

午前十時開会
委員の異動

七月二日
辞任

七月六日
辞任

七月七日
辞任

本日の会議に付した案件

○委員長(澤雄一君) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案を議題とし、質疑を行います。

改訂する等の法律案を議題とし、質疑を行いま

す。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松浦大悟君 おはようございます。民主党の松

浦大悟です。どうぞよろしくお願ひいたします。

今日は、非正規滞在者の子供の教育を受ける権

利について、それから在留資格取消しとDVの関

係について、そして難民問題についてなどを伺い

たいと思います。

まず、議論の前に、前提となる話といたしまし

て、少し大臣と議論をさせていただきたいと思いま

ます。

政府の第三次出入国管理基本計画は、不法滞在

者は外国人犯罪の温床になつていると報告してい

ます。六月三十日の法務委員会で森法務大臣は、

不法滞在者数半減計画で二十二万人が十一万人に

なり、それによつて不法滞在者に原因する犯罪も

大幅に減つたと胸を張りました。こうした認識の

下、更なる管理徹底を目指して進められてきたの

が今回に入管法改正だと思います。

しかし、犯罪白書を執筆してこられた経験を持

つ浜井浩一氏、現在は龍谷大学法学部の教授でい

らつしやいますが、この浜井浩一さんによれば、

これは統計のトリックであると言います。つま

り、警察官僚の主張する外国人犯罪の増加はバイ

アスの掛かった統計の読み方であり、極めてまゆ

づばなどということなんですね。

御存じのように、認知件数というのは警察が受

理した事件の件数のことであり、例えば安全相談

強化月間などの業務命令の下、号令一下、警察活

動を発展させれば簡単に数字を増やすことがで

きます。現に、桶川ストーカー殺人事件の後、世

間から批判をされた警察が警察活動に力を入れた

結果、極端に数字が跳ね上がりております。検挙

においても同じです。一人が百件犯罪を犯したと

しても、どの事件を検挙するかは警察の胸先三

寸、幾らでも数字を操作できます。

こうしたことから、利害当事者が作成した統計データは社会政策においては採用してはならないというのが今や社会学や統計学の常識なんです。大臣は、こうした統計の特徴について御存じだったのでしょうか。知っていたか知らなかつたかでお答えください。

○国務大臣(森英介君) 今の委員が御指摘になつたそういう考え方については存じませんでしたけれども、私は元来技術者でございますので、統計とか確率とかいうことには、ここにいらっしゃる皆様の中では相当造詣が深い方だと思っておりま

す。

○松浦大悟君 今、力強い答弁をいただきました。もう我が意を得たりの気分でございます。大臣、そうでありましたら、是非ともこの統計について検討をいただきたいというふうに思っています。この統計のこうした特徴について御存じの上でのこうした社会政策がつくられるのであれば、やはり国民は、やっぱり国民をだましたのかといふふうに思うと思うんですね。そういうことを言われないように、この統計というものは様々な特徴があるのだということを是非とも大臣からメッセージを発信していただければというふうに思います。

さて、こうした前提を踏まえまして、森大臣に質問をさせていただきます。

私は、法務委員会のほかに少子高齢化・共生社会に関する調査会に所属をしております。与党の皆さんとも一緒に、外国人との共生についての提言も作させていただきました。

森大臣は、この共生社会という場合の共生とはどんな意味だとお考えになつておられるのでしょうか。私は、共生というのは背景の違う者同士がお互いを尊重し価値観を認め合うことだと思います。共生というのは、決して同化や排除による安心のことではありません。ましてや、日本に役立つ外国人と役立たない外国人を選別することではないと思います。

今回の入管法改正の大臣所信では、管理という

言葉は十か所使われていましたが、この共生といふ言葉は一言も出てきませんでした。大臣はどん

な社会を目指そうとしているのか、お考えを聞かせてください。

○国務大臣(森英介君) 共生というのは、今委員がおつしやつたように、背景ですとかあるいは文化の違う人々がお互いに尊重し合つて共存していく社会であると私も思います。

我が国に在留する外国人の数は年々増加してお

りまして、平成二十年末の在留資格を有する外國人登録者数は概数で約二百二十万人となつております。これらの外国人は、その入国、在留の目的

は様々ですが、地域社会における生活者であるこ

とに変わりではなく、日本人と共に生きていく地域社会の構成員であります。

共生社会とは、地域社会の一員であつて隣人で

ある外国人と日本人が生きていく社会であり、生

活環境、就労、教育等様々な場面において日本人

と外国人が共に生き共に生活できる社会であると

考えておりまして、そうした社会の実現に向けて

政府のみならず様々な分野で種々の取組がなされ

ているところございまして、私もそういつた社

会を目指すことが重要であると認識をしておりま

す。

○松浦大悟君 日本は、これから多文化共生社会

を目指すのではなくて、もう既に多文化共生社会を突入をしているということは、これは大臣も共通した認識ではないかと思います。製造業の分野だけではなくて、今や農業ですか漁業、こうした分野においてもこの外国人労働者なしでは成り立たない地域もあるということでございます。グローバル化の流れの中で資本の流出や労働力の流動化はもはや止めることはできません。先進国であれば、一定限度の非正規滞在者を抱えつつその立場においてもこの外国人労働者なしでは成り立たない地域もあるということでございます。これが問題にされるべきではないでしょうか。

ただ、そうは申しましても、不法滞在者、委員のお言葉で言う非正規滞在者がそのまま無条件に一緒に仲よく過ごしましようというわけにはいかないわけでございまして、やはり入管法上違反しないでございまして、やはり入管法上違反して我が国に滞在する人々をそのままの状態で社会に受け入れていくということは私は不適切であると考えております。

このような不法滞在者につきましては、退去させるべきは退去せますが、今おつしやられたよ

うに様々な事情をお持ちの方もあるわけございまして、個々の事案に応じて在留特別許可を認め

るべき者につきましてはこれを認めることといた

までもつかまえて、首根っこをつかまえて行政サービスを行おうという、そういうことはないと思

うんです。本心は、本当はテロ対策の一環として外国人管理を強化したいということではないんですね

かもしません。ただ、それは、そういう人は行政サービスも望んでいないわけで、そうした人

までつかまえて、首根っこをつかまえて行政サービスを行おうという、そういうことはないと思

うんです。本心は、本当はテロ対策の一環として外国人管理を強化したいということではないんですね

かもしません。ただ、それは、そういう人は行政サービスも望んでいないわけで、そうした人

までつかまえて、首根っこをつかまえて行政サービスを行おうという、そういうことはないと思

うんです。本心は、本当はテロ対策の一環として外国人管理を強化したいということではないんですね

かもしません。ただ、それは、そういう人は行政サービスも望んでいないわけで、そうした人

うふうに思つております。

なお、在留特別許可につきましては、その透明性を確保することが不法滞在者の自発的な出頭を促す観点からも重要であると認識しております。許可された事例及び在留特別許可されなかつた事例の更なる公表を行うとともに、既に公表済みの在留特別許可に係るガイドラインの内容についての見直し作業もできるだけ早く進め、やっぱりそうした方々へ、より安定した立場でもつて在留していただく方は在留していただく、また帰つていただく方には帰つていただくようにした

といふうに思つております。

○松浦大悟君 大臣、もう一点確認させていただ

きたいんですが、大臣はそうはおつしやるんです

が、今回の入管法改正の審議の中で官僚の皆さんから度々出てくるのが、外国人登録制度の欠陥で

行政サービスができないんだ云々かんぬんという話があります。私は、これはただの口実ではない

かと考えています。

外国人登録だつて、居住地変更をしたときの変

更登録の義務がありました。住居が把握できな

い、住所が把握できないというのはごまかしでは

ないでしようか。確かに届けを出さない人もいる

かもしません。ただ、それは、そういう人は

行政サービスも望んでいないわけで、そうした人

までつかまえて、首根っこをつかまえて行政サービ

スを行おうという、そういうことはないと思

うんです。本心は、本当はテロ対策の一環として

外国人管理を強化したいということではないんで

ござります。

○国務大臣(森英介君) 実態的に、今申し上げた

ように、大変外国人が、日本に滞在する人たちが多くなってきて、その住居地の把握が困難になつてきているということはこれは紛れもない事実でござります。

そういう方々のやつぱり今まで点の把握であつたのを国において一元化して、点から線の把握に

するようにしてより外国人の居住実態を正確に把握するとともに、地方自治体にそれをインフォー

ムすることによって行政サービスもより受けやすくなるようにしようということで、これはまさに外国人、日本に住む、ちゃんと適法に住んでいらっしゃる方々にとってむしろ便益の向上になるというふうに私は思っております。

○松浦大悟君 これまで非正規滞在者は、労働災害ですか賃金未払を訴えたり出産のための補助を受けたり子供を公立学校に通学させたりと、少しずつではありますが、日本社会での権利を獲得していました。非正規滞在者を五年間で半減するといふ数値目標が設定されたことで、教会やモスクあるいは大使館やN.G.O事務所周辺での職務質問が物すごく増えているんです。

入管のホームページでは非正規滞在者に対する情報を積極的に市民から求めている、あるいはメディアは凶悪化する外国人犯罪とある、これで非正規滞在者は危ない外国人だと印象付けられてしまうと思うんです。そうではなくて、非正規滞在者の中には図らずも非正規滞在になつた方もいて、刑法を犯した凶悪犯とは違うんだということを是非とも法務大臣からメッセージを発信していただけないでしようか。大臣、どうでしよう。

○国務大臣（森英介君） 確かに非正規滞在者の中には様々な事情でもつてそういう境遇になつてないという方がいるということは十分認識しています。したがつて、そうした方々について一律に凶悪犯とか犯罪者の予備軍だと思ってるわけではありません。もちろん、テロ対策のみで非常に厳しいそれが強まつて、そういう人たちが非常に厳しいそなっています。私は思つうんです。

○松浦大悟君 それまで非正規滞在者は、労働災害ですか賃金未払を訴えたり出産のための補助を受けたり子供を公立学校に通学させたりと、少しずつではありますが、日本社会での権利を獲得していました。非正規滞在者を五年間で半減するといふ数値目標が設定されたことで、教会やモスクあるいは大使館やN.G.O事務所周辺での職務質問が物すごく増えているんです。

入管のホームページでは非正規滞在者に対する情報を積極的に市民から求めている、あるいはメディアは凶悪化する外国人犯罪とある、これで非正規滞在者は危ない外国人だと印象付けられてしまうと思うんです。そうではなくて、非正規滞在者の中には図らずも非正規滞在になつた方もいて、刑法を犯した凶悪犯とは違うんだということを是非とも法務大臣からメッセージを発信していただけないでしようか。大臣、どうでしよう。

○国務大臣（森英介君） 確かに非正規滞在者の中には様々な事情でもつてそういう境遇になつてないという方がいるということは十分認識しています。したがつて、そうした方々について一律に凶悪犯とか犯罪者の予備軍だと思ってるわけではありません。もちろん、テロ対策のみで非常に厳しいそ

なっています。私は思つうんです。

もちろん、テロ対策のみではありませんけど、現にああいう非常に重大な事件がありました、九・一

一、あつたのを受けて、やはりそういった管理が強まつたということは事実かもしれませんけど、日本の治安に責任を持つ立場としては、やはりそれらつしやる方々にとってむしろ便益の向上になるというふうに私は思つております。

○松浦大悟君 そうしますと、やはり警察活動とリンクをさせて在留カードを使用すると、こういふことになりますけれども、それは今回の入管法の改正の中ではつきりはこれまでおつしやつてこられなかつたことですよね。今、私も大変驚いておりますけれども、そういうことによろしいんでしょうか。

○国務大臣（森英介君） いや、別に、だからそのことが目的でと申し上げてはいるわけじやありませんし、逆にお尋ねしますけれども、委員は日本でテロリストが自由にばつこしてもいいと、こういうお考えなんでしょうね。（発言する者あり）

○委員長澤雄二君 松浦大悟君、もう一度質問してください。

○松浦大悟君 ここははつきりさせておきたいんですが、テロの活動をチェックするために在留カードを使うのかどうか、ここは目的外ではないかと私は考えるんですけど、大臣はここはそういう場合もあるという、先ほどの御答弁の内容はそういうことだとつくづくなるということはその付隨的効果としてあると思います。

○国務大臣（森英介君） 別にテロリスト対策のみではありませんけれども、やはりそういう疑惑を持つて日本に入つてくる人々についてはそういうことがしにくくなるということはむしろ日本の治安対策上好ましいことであつて、もちろん、今までお尋ねしますが、法務省はこうした国際機関の定義や決議をこれまでどのように受け止められてきたのか、国連では使わなくなつた不法滞在の人口と発展に関する国際会議では、証明書を持たない移民又は非正規移民は、入国、滞在又は経済活動の行使について到着国で定められた要件を除する、テロリストを見付け出すために在留カード導入するということではなかつたと私は認識なんです。今回の法律の目的は、テロリストを排除する、テロリストを見付け出すために在留カード導入するということではなかつたと私は認識をしておりますが、この審議の途中にこの目的が変わつたんでしょうね。

○国務大臣（森英介君） ですから、あくまでもそれはそういうふうな結果として効果もあるでしようと申し上げているのであつて、これはあくまで度、入管法改正によって、そのことが目的ではないとしても、そういうことがしにくくなるという

記録をされていない、アンドキュメントドという言葉を使つたりイレギュラーという言葉を使つている場合もあるというふうに承知をしておりましたが、他方、イリーガルミグラントと、イリーガルという言葉を使う場合もございますので、必ずしも国連の内部で不法滞在という言葉を使わないということが統一されているという理解を私どもはしております。

それから、今まで不法滞在者について他の呼び方を検討したことは部内ではございませんでした。

○松浦大悟君 こうした用語の使い方には国の姿勢が表れます。政府がどのような立場で外国人を取り扱っているのかということが透けて見えるわけです。今の政府参考人の話でいえば、日本は国際標準に改めるつもりはないということを改めて宣言をされた、独自路線を突き進むということを考えています。是非とも法務省の中で国際標準に改めるべく議論をしていただきたいと思います。

大臣はこの不法滞在という用語についてどのようにお考えになつていらつしやるでしょうか。これを使っているのは本当に恥ずかしいことでありまして、日本の国益にも大変大きな影響を与えると私は考えております。日本という国が本当に包摶的な、いろんな多文化共生社会を目指している、そういう国であると世界に向けてアピールするならば、まずはこの用語の改正から行わなくてはならないと私は思いますが、大臣はどうでしょうか。

○國務大臣(森英介君) 一つの御意見として承りますが、私は、やはり不法滞在者というのは不法滞在者であることは間違いないのでございまして、先ほど局長が御答弁したとおりでございました。

○松浦大悟君 がつかりしました。

次に、在留資格のない外国人児童の教育を受ける権利についてお伺いをいたします。

文部省は、去年の十二月から今年二月にかけてブラジル人学校の子供たちがおよそ四割減少し、そのうち四〇%が本国に帰国、およそ二五%が不就学あるいは自宅待機になっているという報告がありました。

最初に、この在留資格のない児童への教育実態、今どうなっているのか、文科省に伺いたいと思思います。

○政府参考人(前川喜平君) 先生おっしゃいますとおり、本年一月から二月にかけまして、ブラジル人学校等に通学しているブラジル人等の子供の就学状況についての調査を行いました。この調査におきましては、ブラジル人の子供たちあるいはその保護者の在留資格のいかんについては調査しておりますので、在留資格のない子供の現状はどうなつてあるかということについてははちょっとお答えしかねるわけでございますけれども、この外国人学校は、例えばブラジル人学校においては、将来母国へ帰国することなどを予定している子供あるいは保護者の需要に応じましてブ

ラジルの教育課程などに従つてブラジル人の教育を自主的に行つていると、こういう学校でございまますので、そのため、ブラジル人学校において在留資格をどう取り扱つているかと、このことにつきましてもそれぞれの外国人学校の判断で行われているわけであります。

一方、公立の義務教育諸学校につきましては、我が国に滞在する外国人がその保護する子供の入学を希望する場合におきましては、国際人権規約等を踏まえまして、在留資格のいかんを問わず無償での受け入れを行つてあるところでございました。

○松浦大悟君 摘発されて在留資格のない子供が強制退去を迫られるというケースが相次いでいるという報告があるのですが、これについても把握はされていな

いということでおよろしいですか。

○政府参考人(前川喜平君) 公立学校の在学中の子供につきまして、その出入り、入学、編入入学あるいは退学といった状況は把握しておりますけれども、強制退去によるものであるかどうかということについては把握しておりません。

○松浦大悟君 今、景気悪化を背景に多くの外国人が職を失い、住むところを失い、非正規滞在者にならざるを得なくなつております。そのしわ寄せが一番弱い存在の子供たちに行つてはいる。在留資格のない子供に対しても教育を受ける権利が保障されていることは、これはもう児童の権利条約を持ち出すまでもなく、我が国においても明確に認めているところだと思います。

ところが、新制度になった場合にこの教育を受ける権利がちゃんと保障されるのかということを中心とする声が非常に多い。このことについて、法務省、文科省、それぞれどうお考へになつてあるか聞かせてください。

○政府参考人(西川克行君) お答え申し上げます。

まず、今回の法改正によって直ちに今まで受けられていた行政サービスが受けられなくなるということではなくて、不法滞在者が受けられる行政サービスの範囲内は法改正後も基本的に変わらないと、こういう理解をしております。そして、不法滞在者の子供の教育についても子供の教育の権利を保障することは重要であると考えております。

ところが、この新制度では、在留カードで一元管理されるため、非正規滞在者の把握がますでなくなるわけですね。当然、就学児童の把握もできなくなることになると、児童が教育を受ける権利をこれは阻害することになるのではないか、これで条例との整合性が取れなくなるのではないかと、この点に関しまして、住民基本台帳法においても修正案で附則が付けられたというふうに承知をしておりますけれども、入管法の修正案においても、仮放免されてから一定期間経過したものに関して、その身分関係等を市区町村に通知を行うことを検討する旨の規定が設けられたということとござります。

○政府参考人(西川克行君) 今回の改正案の修正のうち、住民基本台帳法においてもまた入管法においても、そのようなことがないよう以前の行政サービスを受けられるような仕組みをつくりなさいと、それから入管法については、特に仮放免者について通知する制度を検討して、そういう把握が市区町村においてできるようなことに協力をしないといふ趣旨だと思っております。

○松浦大悟君 そうしますと、今、入管や警察に

ふうに考えております。

○政府参考人(西川克行君) 外国人がその子供を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合におきましては、従来から、国際人権規約等を踏まえまして、在留資格のいかんを問わず日本人の子供と同様に無償で受入れをしているところでございまして、今回の法改正後におきましてもこの取扱いに変わるものではないと考えております。

○松浦大悟君 今、これまでと変わらないという御答弁がありましたけれども、一九九一年以降、在留資格がない人にも外国人登録が認められて、児童の就学をきっかけに登録する人が非常に多くなったわけです。自治体も、就学年齢に達した児童の保護者に対しては、外国人登録で住所を確認して、在留資格があるなしにかかわらず就学案内を出してはいたと。

ところが、この新制度では、在留カードで一元管理されるため、非正規滞在者の把握がますでなくなるわけですね。当然、就学児童の把握もできなくなることになると、児童が教育を受ける権利をこれは阻害することになるのではないか、これで条例との整合性が取れなくなるのではないかと、この点に関しまして、住民基本台帳法においてもまた入管法においても、そのようなことがないよう以前の行政サービスを受けられるような仕組みをつくりなさいと、それから入管法については、特に仮放免者について通知する制度を検討して、そういう把握が市区町村においてできるようなことに協力をしないといふ趣旨だと思っております。

○松浦大悟君 そうしますと、今、入管や警察に

通知をするんでしょう。

○政府参考人(西川克行君) 通知を義務付けられているのは、附則では、仮放免された後一定期間を経過した方ということになつております。仮放免段階において仮放免証明書も出しますし、それから住所についても把握をしているということになりますので、当然、市区町村に対する通知は、その問題だけをとらえれば、あと個人情報の問題が若干ございますけれども、それはのいてお

いて、可能だというふうに思つております。○松浦大悟君 ただ、その後の段階ですよね、非正規滞在者になつたときにはどうやって通知をするんですかということなんですが、その住所把握はできないわけですよね。

○政府参考人(西川克行君) 今申し上げているのは、基本的には退去強制手続は収容で進めますが、場合によってはすぐ仮放免をするという場合があると。仮放免をした場合について行政サービスが受けられるように通知をする仕組みをつくりなさいと、これが附則の中身だというふうに思つておりますので、当方が退去強制手続を進めて仮放免という形で社会に出したという方々について把握をしておりますので、それに基づいて市区町村に対する通知の仕組みをつくるいくと、こういうことにならうというふうに思つておりますが。

○松浦大悟君 入管法六十二条二項では、「国又は地方公共団体の職員は、その職務を遂行するに當つて前項の外国人を知つたときは、その旨を通報しなければならない。」とあります。しかし、これまで法務省入国管理局は、外国人登録事務取扱要領において、外国人が不法入國、不法残留など入管法第二十四条各号、退去強制事由の一に該当する疑いがあると思料するときは、所轄の地方入国管理局長又は地方入国管理局支局長あてに通報しなければならない、ただし、地方入国管理局長又は地方入国管理局支局長に対し登録証明書の調製を依頼する場合において、在留の資格なしと記載して登録証明書を調製するこ

となる外国人については通報を要しないとしていたため、就学のための外国人登録をきつかけと

した通報はほとんどなかつたと伺っています。在留資格のない外国人児童から就学の希望があつた場合に、これまでどおり教育を受ける権利

を阻害しないような扱いをしなければならないと

というのは、外国人登録の関係で調製されたものについては入管に通知が来ますので、二重に通知する必要はないという意味というふうに思いますが、これはその問題だというのですが、それ以外に、一般的に公務員の通報義務といるものがござります。

基本的な考え方だけ申し上げますと、入管法六十二条二項で、各行政機関における職務上の必要がある場合でも、一般的には入管法の通報義務があると、こちらが優先すると私どもは考えており

ますが、通報義務を履行すると行政機関に課せら

れる行政目的が全く達成できないような特殊な場

合、例外的な場合につきましては、通報義務の履行により守られる利益と職務の円滑な遂行という

公益の比較考量によつて、当該行政機関の判断によつて、公務員は通報を行わない場合もあり得るというふうに考へているところでございます。

○松浦大悟君 私は、ここが権利がバッティング

すると思ってるんです。公務員は通報しなければならない、しかし子供の教育を受ける権利を阻害してはならない、この権利の調整をどのように

していくのかだと思うんですが、就学希望が出されてはならない、ここでの権利の調整をどのように考へています。それほどまでに子供の教育を受ける権利というのは強い権利であると私は考へています。

この条項は、改正後も、就学事務に携わる教育公務員については義務ではない、若しくは厳格な義務ではないと私は解釈すべきだと思うんです。

が、運用においては今まで通報されることはない

いたため、これを今後、改正後もそのようにしていかつた、これを今後、改正後もそのようにして受け入れてきたわけでございまして、今後ともこの取り扱いには変わりないと考えておりますが、一

ただきたいと思うんですが、その点について確認をしたいと思います。

これは文科省、お願いいたします。

○政府参考人(前川喜平君) 市町村の教育委員会におきまして就学手続を行うに当たりましては、ただきたいと思うんですが、その点について確認をいたしました。

○政府参考人(西川克行君) ただいまの外国人登録証の調製された部分について通報しなくていい

と思いますが、これについてはどうでしようか。在留資格のない外国人児童から就学の希望があつた場合に、これまでどおり教育を受ける権利

を阻害しないような扱いをしなければならないと

思いますが、これについてはどうでしようか。

在留資格のない外国人児童から就学の希望があつた場合に、これまでどおり教育を受ける権利

を阻害しないような扱いをしなければならないと

思いますが、これについてはどうでしようか。

○政府参考人(前川喜平君) 在留カードの有無と

いうことは就学することにかかわりはございません。

○松浦大悟君 それでは、その在留資格がない児童生徒から就学の希望があつた場合、例えば教育委員会ではどのように教育を受ける権利をこれから保障していくのか、その用意はどのようにされ

格のいかんを問わず日本人の子供と同様に無償で

受け入れてきたわけでございまして、今後ともこの取り扱いには変わりないと考えておりますが、一方、不就学の外国人の子供たちをいかに就学させていくかということはこれは非常に大きな政策上の課題であるというふうに認識しておりますが、

また、居所や住所の不明なケースも多いことから、文部科学省では従来より就学を促進するための取組をしてきておるわけでござります。

○政府参考人(前川喜平君) 市町村の教育委員会におきまして就学手続を行うに当たりましては、子供の教育を受ける権利の保障という観点から、

従来から、外国人登録証明書による確認に限らず、一定の信頼が得られると判断できる書類により住所確認等ができる場合には公立の小中学校等に受け入れをしているところでございます。

また、就学事務に携わる市町村教育委員会事務局の職員には、現在の外国人登録証明書の提示を

求めることの権限があるわけではございません。

また、法律改正後も在留カードの提示を求める

と、法律改正後も在留カードの提示を求めるとい

う権限を持つものではございません。

そういうこともございまして、就学手続の際に明らかに不法滞在者であるということが判明する

れない場合などもあります。これら、本人の責任とは言えない場合は、この制度の適用除外とすべきではないかと考えますが、法務省、いかがでしょうか。

○政府参考人(西川克行君) 住居地の届出違反に係る在留資格取消し事由についてですが、例えば派遣切りであるとか急に会社が倒産をしてしまったとか、外国人の責めに帰すことのできない理由によって経済的に困窮して定まった住居を有しなくなつたと、この場合については正当な理由がある場合に当たる場合もあるうというふうに思いました。

ただ、この点については、本人がどれだけ努力したかとかいろいろ難しい問題がございますけれども、もし正当な理由に当たると真正面から認められない場合でありましても、硬直的にそうなつたから九十日たつてすぐ取り消すということは考えておりませんで、以前から御説明申し上げてきましたとおり、本人とも話をして、ある程度機会を与えて、弾力的に運用していきたいというふうに考えておりますので、硬直的に住所を失つたのすぐ取消しというふうに考へているわけではございません。運用の方で十分賄えるというふうに考えております。

○松浦大悟君 次に、難民問題に移らさせていただきます。

法務者は、平成二十二年度から第三国定住として、ビルマの難民をタイの難民キャンプから三人三年間バイロットケースとして受け入れるといふことになっております。森大臣は、さきの衆議院法務委員会でこの三十という数について、全体からすると本当に琵琶湖の水をひしゃくでかき出すようなもので誠に少ないと述べておられます。

日本の難民受入れは、第三国定住を含めても三けたに届かないのが実態であります。国際人権規約委員会は、申請の数との関連で難民認定の割合が低いままであること、難民申請者がその間就労を禁じられ、かつ、限られた社会扶助しか受けられない難民申請の手続にしばしばかなりの遅延が

あることに懸念を持つて留意すると所見を述べております。

この入管法の改正という節目の時期に、森大臣はこの難民行政の在り方についてどのような基本認識をされているのか、今後はどのようにこの受入れを拡大するのかについて明らかにしていただきたいと思うのですが、お考えを聞かせてください。

○國務大臣(森英介君) 我が国の難民行政につきましては、これまでも政治的迫害などから逃れて我が国に庇護を求める者を確実に難民として認定し保護するという姿勢で臨んできております。

近年、難民認定申請件数が急増しておりますが、申請件数の多い国々に関する基礎資料の整備や専門的知識を有する職員の養成などにも努めまして、処理期間の短縮に向けて最大限努力しているべきだというふうに考へています。

また、難民条約上の難民に該当しない申請者につきましても、本国の事情、経歴、家族状況などを個々に考慮して、人道的な配慮が必要な場合には我が国への在留を特別に認めているところでございまして、今後とも申請者の置かれた立場等に十分に配慮した対応を行つてまいりたいと存じます。

これに加えまして、今委員からも御指摘ありました、言及されました人道支援及び国際貢献の観點から、第三国定住による難民の受け入れを平成二十二年度からバイロットケースとして開始することとしております。この第三国定住による難民受け入れは、当初は十分把握可能な範囲で受け入れ、適切な定住支援を実現するために三十人という小人数から開始するものとしたところございまして、この三十人という数については、全体の難民キャンプ等の人口からいたしますと、先ほど申し上げましたように、大変現状においては少ないといふのは私の率直な感想でござりますけれども、あくまでもこれはバイロットケースでございます。

検証を行つた上で、受入れ人数の拡大の適否を含

めまして、定住支援の在り方等につきまして政府全体として更なる検討を行うこととしたております。

今後とも、他の関係省庁とも連携し、第三国定住難民の積極的な受入れに貢献をしてまいりたいと思っています。

○松浦大悟君 今、難民認定に平均して二年の時間をしているんです。審査をする法務省が外国の諸事情についてプロではないということが大きな原因ではないかと言われております。例えば二〇〇二年から二〇〇五年に入国管理局が出入国情報の収集のために外注した翻訳を見ますと、北朝鮮関連が四件、イラン関連が二件、ビルマ関連二件、トルコ関連一件、カムルーン関連一件、マレーシア関連一件、バングラデシュ関連一件、パキスタン関連一件となつていて、これでは到底、様々な国からやってくる難民申請者の把握ができるとは言い難い。

そこで、諸外国の政治、人権状況などの資料を蓄積した難民資料センターのようなものを作成する必要があるのではないかと考えますが、この難民資料センターをつくる構想についてどのようにお考えになるでしょうか。

○政府参考人(西川克行君) これ、取締りの可視化問題とも共通する問題だと思いますが、そのときの通訳が果たして正確に訳されているのか。母国語による通訳が行われないケースもあると聞いておりますが、これは事実ですか。

○松浦大悟君 これ、取締りの可視化問題とも共通する問題だと思いますが、そのときの通訳が果たして正確に訳されているのか。母国語による通訳が行われないケースもあると聞いておりますが、これは事実ですか。

○政府参考人(西川克行君) ほとんどの場合についてはなるべく母国語の通訳を付けるというふうに努力をしているということです。

○松浦大悟君 そこまで母国語の通訳が果たして正確に訳されているのか。母国語による通訳が行われないケースもあると聞いておりますが、これは事実ですか。

○政府参考人(西川克行君) では、この場合に得られないという場合がございます。この場合に同国人に通訳をさせるというのは、これもまたそれはそれで問題がありますので、本人の理解する他の言語の通訳に頼らなければならぬ場合もあるというふうに聞いております。

○松浦大悟君 そうした場合に十分な諸事情を勘案することができないのだろうというふうに思います。

そこで、退去強制手続、難民認定手続で拷問を受けれるおそれのある事実の有無を調査する審査要領を作るべきだというふうに考えます。送り返された先で拷問を受けるなどのことがあってはならないと思うのでこうしたことを提案させていただ

いたしましても、これら難民関係の資料を充実さ

せることは適正かつ迅速な難民認定業務を遂行するに当たり非常に重要な事柄でございますので、今後とも充実に努めていきたいと考えています。

○松浦大悟君 今現在、難民調査は密室で行われております。本当に正確な調査が行われているのか検証不可能だという指摘もあります。これは事実なのかどうか、法務省に聞きたいと思いま

す。設置構想につきましてはその詳細を知りませんけれども、こういう情報を得られる場所があるとすれば、難民の扱いについては更に充実したものになるというふうに考えておりますし、いずれにいたしましても、これら難民関係の資料を充実さ

○政府参考人(西川克行君) 今回の改正において、送還先の人権状況に関しまして、送還への送還が難民条約だけではなくていわゆる拷問禁止条約が定める送還禁止規定に抵触する場合については、そこに送還してはいけないという明文が設けられたということでございます。この判断におきましては、入国警備官の違反調査、入国審査官の違反審査、それから特別審理官による口頭審理、さらには異議申立てによる調査で必要な供述を得ますが、最終的には主任審査官がその判断をするということになろうというふうに思います。

この送還先の決定が適切になされる必要がありましたが、事案によつては難民審査参与員など送還指摘の点も含めまして、いま一度検討の上、地方入国管理官署に関し指示文書をもつて徹底するなど、一層適切な対処に努めてまいりたいと考えております。

○松浦大悟君 難民認定手続において当事者から様々な不満が出ているということでありますので、十分審議をしていただきたいと思います。

それで、難民調査官、難民審査参与員、特別審理官などに対して拷問禁止条約に関する研修を行うべきではないかと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○政府参考人(西川克行君) 入国管理局といたしましては、例年実施している人権研修や難民調査官を対象とした研修等の場において拷問禁止条約を始めとする人権関係諸条約について研修を実施しているところですが、今後は、今回の法改正の趣旨も念頭に置いて、外部専門家の講師としての招聘を拡充するなどして研修機会及び内容の充実に努めてまいりたいと考えています。

○松浦大悟君 いずれにしましても、行政の基本は情報公開とアカウンタビリティー、説明責任ですか、透明性を持つてお仕事に臨んでいただきたいと思います。

時間になりましたので、質問を終わらせていただきます。

○千葉景子君 民主党の千葉景子でございます。

この法案の審議もあとそう長くはないのかなと思いますけれども、確認の意味も含めまして、今日は基本的に大臣に御答弁をいただきたい、それから修正案提案者にも確認などをさせていただきました。この法案、私は、基本的にはそもそも立て方がちょっと問題があつたのではないかという、そういう基本的な認識は持つております。本来であれば、出入国の管理、ここをきちっとするということ併せて、参考人の皆さんなどからもお話をございましたけれども、一方では外国人の在留について一体どんな対応を取つていくのかということも、両方必要だつたのではないかというふうに思われます。ただ、これ片方だけ、出入国管理局といたしましては外國人の在留についての在留カードには写真等が考えられるわけですけれども、提供した指紋みたいなものもリンクをさせてしまうのかさせてしまわないのか、この辺の関係について改めて考え方をお聞かせをいただきました。

○国務大臣(森英介君) 我が国に上陸しようとする外国人が上陸申請に先立つて法務大臣に提供しなければならない個人識別情報は、現在、指紋と顔写真です。地方入国管理局において在留カードを発行する場合には法務大臣に提供された写真の情報を利用することはありませんが、空港において在留カードを発行する場合もありますけれども、その場合には、その円滑な発行のためというか、そこでちょうど写真を撮るわけでございますので、その上陸の際に撮った写真の情報を利用することが想定されますので、第十九条の四第二項にその旨を規定しております。

一方、指紋の情報は、在留カードに記載される事項にも、表示されるものにも該当いたしませんので、ICチップに記録されることもありませんし、法律上も指紋の情報が在留カードの作成等に

さて最初に、在留カード、これが今回は作られ

て、それを所持をする、そして携帯をするというこ

とになるわけです。これには非常に個人の様々

な情報がその在留カードに記載されるといふことになります。ただ、その情報がいろんなところ

で使われる危険性もなきにしもあらずですので、この在留カードに記載される情報というのをやつぱり相当きちつと絞り込んだり、あるいは不需要

なもののはこの在留カードに記載をしないというこ

とも大事だろうというふうに思います。

そこで、実は、上陸の申請の際、個人識別情報すけれども、届出をしないことについて正当理由がある場合を除外すると、こういうことになりま

す。そこで、この問題については衆議院で修正とい

うことなどがされております。そこで、修正案の提案者にお尋ねをしておきたいというふうに思つんで

ございます。これも確認をしておきたいといふふうに思います。

そこで、この問題については衆議院で修正とい

うことがされております。そこで、修正案の提案

者にお尋ねをしておきたいといふふうに思つんで

すけれども、届出をしないことについて正当理由

がある場合を除外すると、こういうことになりま

す。そこで修正案の提案者としては、この届出をしな

いということについて正当な理由があるというの

は、どういうようなことを想定をされてこのよう

な修正をなされたのでしょうか。

○衆議院議員(細川律夫君) 御質問のように、修

正案では、上陸後に新規の住居地に届出を九十日以内にしないということが取消し事由になつてい

るんですねけれども、それに對して、正当な事由が

ある場合は除くと、こううことにしてやむを得な

いだと思います。

项でこういうことが義務付けられているわけですが、けれどもこのときに提供する個人識別情報と在

留カードに記載をする情報、これはリンクをする

のかしないのか、ここをちよつと改めて確認をし

ておきたいというふうに思つております。今回の

在留カードには写真等が考えられるわけですね

ども、提供した指紋みたいなものもリンクをさせ

てしまうのかさせてしまわないのか、この辺の関

係について改めて考え方をお聞かせをいただきました。

○千葉景子君 ありがとうございます。この辺の関係について改めて考え方をお聞かせをいただきました。

○国務大臣(森英介君) ありがとうございます。この辺の関係について改めて考え方をお聞かせをいただきました。

さて最初に、在留カード、これが今回は作られ

て、それを所持をする、そして携帯をするといふこ

とになるわけです。これには非常に個人の様々

な情報がその在留カードに記載されるといふこ

とになります。ただ、その情報がいろんなところ

で使われる危険性もなきにしもあらずですので、この在留カードに記載される情報というのをやつ

ぱり相当きちつと絞り込んだり、あるいは不需要

なもののはこの在留カードに記載をしないといふこ

とも大事だろうというふうに思います。

そこで、実は、上陸の申請の際、個人識別情報

すけれども、届出をしないことについて正当理由

がある場合を除外すると、こういうことになりま

す。そこで修正案の提案者としては、この届出をしな

い」というところについて提案者としてのお考

方を御説明いただければと思います。

○衆議院議員(細川律夫君) この法案が提案をされてきましたときに、いろいろなところから陳情などございました。

そのときに、強くいろんな要請があつた中で、

これは非常に私どもも考えましたのが、特に外国人の女性で、DVの被害から外国人を守つてい

る、そういう運動をされている方から強いこの法案に対する懸念が示されたわけです。それはなぜかというと、暴力によって、それを回避するため別居している、そういう人が結局この取消し事由によつて海外に退去させられるんではないかと

いうような、そういう懸念が私どものところに寄せられまして、いろいろ検討をした結果、やはり正当事由というのをしつかり明示していかなければいけないと。そういうことを考えたときに、このDVの被害を避けるために別居しているような場合には、これは当然そういう正当事由に当たるというふうなことを考えた次第であります。

正当事由はいろいろあるかと思ひますけれども、例えばいろんな理由で離婚の裁判をやつているような場合などは、これは別居しているのがこれは当然でありますから、当然こういうのも正当事由に当たるだろうというふうに考えております。

それから、その正当事由に当たらないといま

すか、そういうのは、これはなかなか、典型的なのは偽装結婚なんかをしているような場合、こんなのはもうちょっと問題外だというふうに考えております。

○千葉景子君 ありがとうございます。

一般的に、この配偶者の場合には、今お話をあつたように偽装のような場合には該当することはないかとは思ひますが、それ以外はできる限りこれまでのやはり配偶者としての立場、そういうふうに思いますので、是非そういう形でやつていただきたいというふうに思つております。

先ほど、ガイドラインにすべきだと、あるいは

情報、あるいは多言語による情報をきちっと示す

ようにならなければと思います。私も是非そこは強くお願いをしておきたいというふうに思いました。

さて、仮放免について少し質問をさせていただ

きたいというふうに思います。

今回、この仮放免にかかわつても修正がなされまして、仮放免になつて一定の期間、三ヶ月ぐら

いと言われておりますけれども、そういう際には、行政上の便益を受けられるようにするためには、身分関係等を入管から市町村に通知をするど

いうことになりました。ところが、実際のこの仮放免手続きまでの運用実態をいろいろとお聞きをしてみますと、これ、本当にこの修正がちゃんと生きられるのだろうかと、こういうちよつと私は疑問を持つております。

というのは、ちよつと手続的な問題になりますけれども、普通、仮放免というか在留特別許可を求めて申請といいましょうか申出をすると、在宅

で手続、調査が進められるということが今多いよ

うでございます。その間、ずっと在宅で調査なも

のですから、正式な審理、審判手続ということにはなりませんので、仮放免の許可が出ないわけですね。実際には在宅でいるんですけれども、手続的な仮放免という、そういう状態ではない。そこ

で、しばらく調査をして、ようやく審判手続に移つて、そこで仮放免の許可が出る。仮放免の許可が出て、今度は審判手続が進むと、ずっと審判が行われて、そして在特が出た。要するに、仮放免になつて数か月たつて通知するわけですよね。

そうすると、その通知をして、ようやくこれで仮放免の立場でいろんな行政上の便益を受けられるということになつたときには、もうすぐ今度は

時間が要する場合などに違反調査に大変手間を要するため、身柄を拘束せずに在宅で調査を行つこと

が実際になります。

入国管理局においては、これら在宅調査中の事案について速やかに所定の手続を進めるべくその処理の促進に努めているというふうに承知をしておりますけれども、委員御指摘のとおり、修正協議で附則が設けられました趣旨も踏まえまして、

このような在宅調査中の事案については、言わば中途半端な状態に据え置かれた事案については、その対象者の置かれた立場が大変不安定でありますので、更に速やかに手続を進めるなど、入国管理局において適切に対処するように指示をしたいと考えております。

○千葉景子君 是非、せっかくこういう修正がなされた趣旨が生かされるように運用をしていくべきだというふうに思つております。

それから、在留特別許可の運用についても少し

ただ、やっぱりこれ仮放免を逆に言えばできるだけ早く、あるいは調査手続をスムーズにして本

けの審理手続に移つていただくと、いうことがないと、結局は仮放免で行政便益を受けるという結果になつてしまうのではないかなど、こう思います。

そういう意味で、この修正 자체はプラスではあります。仮放免になつて一定の期間、三ヶ月ぐら

いと言われておりますけれども、そういう際には、仮放免許可の手続の運用について取得の限り適切にそれからスマートに行つていただくといふことが必要になるのではないかと思ひますけれども、この点について、こういう実態があるといふことを大臣もちよつとよく調査をいただいて、できるだけこの規定が生かされるような、そういう運用を目指していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(森英介君) 基本的に千葉委員がおっしゃるとおりだと私も思つております。

違反調査の手続につきましては、いまだ容疑事実が判然としない場合ですか、日本人と婚姻しないまま本邦での在留を希望してその実態の確認に時間が要する場合などに違反調査に大変手間を要するため、身柄を拘束せずに在宅で調査を行つこと

が実際になります。

入国管理局においては、これら在宅調査中の事案について速やかに所定の手続を進めるべくその処理の促進に努めているというふうに承知をしておりますけれども、委員御指摘のとおり、修正協議で附則が設けられました趣旨も踏まえまして、

このような在宅調査中の事案については、言わば中途半端な状態に据え置かれた事案については、その対象者の置かれた立場が大変不安定でありますので、更に速やかに手続を進めるなど、入国管理局において適切に対処するように指示をしたいと考えております。

○千葉景子君 是非、せっかくこういう修正がなされた趣旨が生かされるように運用をしていくべきだというふうに思つております。

それから、在留特別許可の運用についても少し

お聞かせをいただきたいというふうに思ひます。

けれども、この在留特別許可について、透明性の向上、そしてその他の措置をとるようについてこれがこれまで衆議院の修正で盛り込まれました。

この透明性の向上とか、それからそれと併せてその他できるだけ措置をとることですけれども、提案者としては、この透明性の向上、それからその他の措置というのはどんなことが想定されてこののような条文といいますか修正になつておるんでしょうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

しながら、これは一つの方策として私は否定すべきではないのではないかというふうに思つております。

そういうことで、この修正案もそうさせたところでございます。

○千葉景子君 ありがとうございます。

修正案というのがそういう想定もしながら策定をされた、まとめられたということです。それで、是非これからこれを施行する法務省、政府としては、この修正の趣旨ということを十分に生かした運用、そして施行をしていただきたいというふうに思います。

そこで、私はちよつとびっくりというか、既に大臣のお手元にはちよつとお届けをいたしました、私も入管をさせていたいたいんですけれども、入管で特在、在留特別許可を求めることがあります。ちよつとこれじゃだれも出頭というか求めようとしたくなつちやうんじやないかと思うような文書が出されているんですね。「必ず、よくお読みください」と、入管に来た方にそういう見出しで渡されたり、あるいは置いてあるようでございます。

これを読むと、「在留特別許可申請」という申請はありません」確かに権利ではないとか、あるいはそういう申請というものは法的にはないんですけど。まあ正確に書いているといえは、そうなんだろうとは思うんですねけれども、そういうふうに言わると、じゃやつぱりやりつちゃいけないのかな、求めちやいけないのかなと、こういうことになつてしまふのではないかと思います。

「不法滞在を入管に出頭申告しても、不法滞在の状態が解消されたことにはなりません」確かにこれも、出頭したから解消されたというわけにはいかないんでしょけれども、何か、いや、あなたが不法だよということを逆に言えばお墨付きを与えるような、そういう文面になつていています。

こういうことを、「日本での在留を希望し出頭申告された方は、以上のことがらをよく理解した上で手続きを受けて下さい」と。何か、非常に、

あなたたは駄目なんだよ、そういうこともよく分かつて出頭しなさいよと言つているような感じで、これでは、これからできるだけ出頭してもうという趣旨といささか懸け離れてしまつてゐるんですね。

これまで一生懸命正確に情報をちゃんと伝えなきゃいけないということをこういうことになつてあります。これまで一度度こういう法ができる、そして修正も盛り込まれてできるだけ出頭しやすいようにということだとすれば、ちよつとこういう説明というか資料というのはこれは抜本的に変えていただいやつぱり今度こういう法ができる、そして修正も盛り込まれてできるだけ出頭しやすいようにといふことは私は一つの前進だろうというふうに思つております。これを効果よくそれから運用していくと、被収容者から意見申ができる道とか、それから、今度は逆に視察委員会が直接現場へ行つて被収容者から意見を聞くとか、こういうことをやつぱりきちっとやつていただくと、それがこれを機能させる大きなポイントだというふうに思います。

そこで、こういう被収容者から直接、だれに邪魔されることなく意見申ができるような、そういうふうに思つています。そこで、こういうふうに思つて、確かにおつしやるとおり、これを読んで出頭しようという意持ちになる人はまずいないと思つますね、これはもう地下に潜るつきやない

○国務大臣(森英介君) 誠に面白ないんですねけれど、私もこの文書は、御指摘いたいで、今朝見まして、確かにおつしやるとおり、これを読んで

出頭しようという意持ちになる人はまずいないと思つますね、これはもう地下に潜るつきやない

○国務大臣(森英介君) 改正法において設置される入国者収容所等視察委員会の委員は被収容者と面接を行うことを予定しておりますので、その面接の機会に被収容者は視察委員に対して直接意見を述べることが可能ですが、委員御指摘のとおり、被収容者が自ら意見申をすることを可能とする仕組みを設けることも重要であると考えております。

そこで、被収容者が視察委員に対しても自由に自らの意見や提案を述べることができるようになるため、入国者収容所等の収容施設内の適宜の場所にいわゆる提案箱のようなものを設置することを検討いたしております。その提案箱については、被収容者の意見が直接視察委員に届くよ

うに思つております。

次に、視察委員会について確認をしておきたい

ところを私は一つの前進だろうというふうに思つております。これを効果よくそれから運用していくと、被収容者から意見申ができる道とか、それから視察委員会の方での意見聴取、こういうことをも積極的に行えるように環境を整えていただければ、というふうに思ひます。

さて、先ほど難民問題にかかわりまして松浦議員から、いわゆる送還先についての人権状況といふお話をございました。

これは今回の法案でも退去強制における送還についての規定が設けられて、私は、一つこういふことが明確にされるということは大事なことだと思います。ただ、これも、きちんととしたやつぱり送還先の地域の状況、そういうことが十分に把握されておりませんとこれ規定についての規定が設けられて、私は、一つこういふふうに思つております。ただ、これも、きちんとセントラルの話、資料センターとか、そういうことをやつぱり送還先の地域の状況、そういうふうに思ひます。

そこで、この辺の規定が設けられて、私は、一つこういふふうに思つて、これが本当に大賛成でございました。

この辺の規定が設けられて、私は、一つこういふふうに思つて、これが本当に大賛成でございました。これが本当に大賛成でございました。

そこで、この辺の規定が設けられて、私は、一つこういふふうに思つて、これが本当に大賛成でございました。

處遇を担当する職員とは別の事務局職員が開封した上で事前に翻訳を行うことも考えております。

○千葉景子君 箱を作ると、それは、たしか刑事施設のやはり収容者から意見を述べるということについて、刑務所などに箱が置いてあったというふうに思つております。たしかに、送還先への送還が難民条約やいわゆる拷問禁止条約の定める送還禁止規定に抵触するか否かについて

ては、退去強制手続の各段階、すなわち入国警備官による違反調査、次に入国審査官による違反査、更に特別審理官による口頭審理、また異議申出に係る調査において必要な供述を得るなど、関係資料を収集した上で、最終的には主任審査官がその判断をしております。

このように送還先の決定は適切に行われているものと考えておりますけれども、事案によつては難民審査參與員など送還候補地の事情に精通した専門家の意見を聴くなどすることが必要である場合も考えられますので、送還先の決定に係る手続については、いま一度検討した上で地方入国管理官署に対して指示を徹底するなど、今後も一層適切な対処に努めてまいりたいと考えております。

○千葉景子君 今の御答弁は、もうもつともな御答弁でございます。本当にそれが実際に誤りのないようにするために一層私は努力をいたさたいというふうに思いますし、だからこそ、多分、先ほど松浦議員も指摘をされたように、そういうものをきちっと蓄積をしておくこういう資料のセンターとかあるいは研究の機関とか、こういうものが私が必要になつてくるのだろうというふうに思ひます。

ただ、いざれにいたしましても、少なくとも実情をきちと把握をし、そしてそれの段階における担当部署がきちつとこれを把握するように是非大臣の御指導をお願いをしたいと思つております。

さて、時間もなくなつてしまひましたので、少し今後の課題について聞かせていただきたいと思ふうに思います。

冒頭申し上げましたように、この法案、衆議院で大変修正の御努力をいたしました。ただ、やはりこれたといふうに私も思います。ただ、やはりこれから考えなければいけないのは、参議院の参考人の質疑などでも共通して参考人の皆さんも申されておりましたけれども、多文化共生の社会、これを一方ではきちつと今後どうやってつくっていく

のか、それに対する対応というのが求められるということは共通して申されていました気がいたしました。

この法案も、この法案というか、考え方として、出入国管理というの私は私も分かります。ここをきちつとしていただく必要がある。ただ、何か在留管理というのがこのところ盛んに強調されるわけですね。本当に在留管理というのは何なんだろうか。むしろ、在留外国人の待遇といいましては、一度検討した上で地方入国管理局に対し指示を徹底するなど、今後も一層適切な対処に努めてまいりたいと考えております。

うか、むしろそういう問題が欠けているんだろうというふうに思うんです。だから、管理、管理とかいうことばかりで、本来、市民として、そして住民として在留しているそういう外国人に対していかに本当に共生社会をつくっていくのか、そして待遇をしていくのか、こちらが全く抜け落ちてしまつている、こういう私は懸念を持っているところでございます。

そういう意味で、韓国などでは在韓外国人待遇基本法というものが作られたとも聞いております。こういうことを考へると、今後、出入国管理というところをきちつとやつていくということは別に否定はいたしません。しかし、その一方で、これから日本の社会の在り方を考えたときに、在留外国人の本当に待遇、これをどうするかという基準的な法律とかあるいは制度とか考へていかなければいけないのではないかというふうに思ひます。

こういう韓国の本当に先進的な取組などを考えたときに、大臣としても、どうでしょうか、こういうところに今度は少し目を向けていく、こういう方向にしていかなければいけないかと思いますが、御見解をお伺いをして、質問を終わりたいといたします。

○國務大臣(森英介君) 在留する外国人に対する私どもあるいは国の姿勢につきましては、委員のおおっしゃることは大変傾聴に値するというふうに思ひます。

ただ、これは今思い付いたことなんですかね、在留管理という言葉ですけれども、これは、

在留外国人の管理じやなくて、恐らく在留外国人のデータの管理という意味だと私は思っています。それで……(発言する者あり)いやいや、言います。

この法案も、この法案というか、考え方として、出入国管理というの私は私も分かります。ここをきちつとしていただく必要がある。ただ、何か在留管理というのがこのところ盛んに強調されるわけですね。本当に在留管理というのは何なんだろうか。むしろ、在留外国人の待遇といいましては、一度検討した上で地方入国管理局に対し指示を徹底するなど、今後も一層適切な対処に努めてまいりたいと考えております。

うか、むしろそういう問題が欠けているんだろうというふうに思うんです。だから、管理、管理とかいうことばかりで、本来、市民として、そして住民として在留しているそういう外国人に対していかに本当に共生社会をつくっていくのか、そして待遇をしていくのか、こちらが全く抜け落ちてしまつている、こういう私は懸念を持っているところでございます。

そういう意味で、韓国などでは在韓外国人待遇基本法というものが作られたとも聞いております。こういうことを考へると、今後、出入国管理といふうに思ひます。

このように韓国の本当に先進的な取組などを考えたときに、大臣としても、どうでしょうか、こういうところに今度は少し目を向けていく、こういう方向にしていかなければいけないかと思いますが、御見解をお伺いをして、質問を終わりたいといたします。

○國務大臣(森英介君) 在留する外国人に対する私どもあるいは国の姿勢につきましては、委員のおおっしゃることは大変傾聴に値するというふうに思ひます。

ただ、これは今思い付いたことなんですかね、在留管理という言葉ですけれども、これは、

本日、佐藤公治君が委員を辞任され、その補欠として松野信夫君が選任されました。

○松村龍二君 自民党の松村でございます。入国管理等の一部を改正する法律につきまして質問をさせていただきます。

前回の法務委員会におきましても、今回導入しようとする新たな在留管理制度が例えば米国の在留管理制度と比較して管理が厳しく過ぎるのではないかとの懸念、質問におきましても、この度の改正が厳しい方向へ向かっているんじゃないかというような懸念も示されています。雇用などの労働環境の問題、不就学児童に対する教育問題など様々な行政分野での対応が必要であつて、社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受し生活できるような環境を整備するための施策に関係省庁などが連携して政府全体で取り組んでいるところであります。

法務省としても、今回の改正により導入しようとする新たな在留管理制度と外国人に係る住民基本台帳制度とも連携を図ることなどにより、外国人に対する行政サービス向上させ、外国人との共生社会実現のための社会基盤の構築に貢献することなどを通じまして、我が国に在留する外国人の方がより良い生活を日本で営んでいただけるよう必要な施策の推進に努めていきたいと考えております。

○千葉景子君 大臣が思い付かれたということなればいけないのではないかというふうに思ひます。

このように韓国の本当に先進的な取組などを考えたときに、大臣としても、どうでしょうか、こういうことは決して人の管理ではなくてデータ管理だとか、むしろ言葉をすれば在留外国人の待遇と、そういうことに使うとか、もし大臣が本当にそういうふうに思つておられるのであれば言葉は転換をさせていただくことを私は求めておきたいというふうに思ひます。

○委員長(澤雄一君) この際、委員の異動について御報告をいたします。

ありがとうございました。

た場合には秩序罰、行政罰を科していると承知をしております。英國においては、いわゆるIDカードを交付しており、このIDカードを常時携帯すること等は求めておりませんが、しかしながら、指紋情報等をIDカードや情報システムに登録することによって管理をしているものと、こういうふうに承知をしております。

○松村龍二君 諸外国においても、その国に在留する外国人から入定事項や居住情報等の基本的な情報を取得し、継続的に把握する制度を有している点でほぼ共通しているということが分かりました。が、新たな在留管理制度は諸外国の在留管理制度と比較してどのような位置付けにあるのか、法務当局に伺います。

○政府参考人(西川克行君) 委員御指摘のとおり、新たな在留管理制度は、我が国に中長期間在留する外国人の身分関係、居住関係等に係る情報を継続的に把握し、これらの情報のうち重要なものを記載した在留カードを交付して外国人に携帯させる、こういう制度でございまして、諸外国の在留管理制度と比較して基本的に変わることはないというふうに考えております。

○松村龍二君 今回の法改正は、我が国に在留する外国人の管理を強化することをねらいとしたもののか、法務大臣に伺っております。

○國務大臣(森英介君) 今回の法改正は、外国人の適正な在留管理制度を図るとともに、外国人の利便性の向上を図つたものです。例えば、今回の法改正においては、我が国に中長期間在留する外国人について、在留期間の上限を三年から五年に引き上げたり、一年以内の出国については原則として再入国許可を不要とする措置を講じております。これによってこれらの外国人が各種許可手続のために入国管理局に出頭するなどの負担が大幅に緩和されることになります。

また、今回の改正においては、法務大臣が取得、保有する外国人の情報は、その在留資格に応じて在留管理の目的を達成するために必要な最小

限度のものに限定しております。変更があつた場合に届け出なければならない事項を大幅に減少させております。そして、在留カード交付の対象者を入管法上の適法な在留資格をもつて我が国に中長期間在留する者に限定することにより、これらの外国人においては、在留カードを示すことにより、自らが適法な在留資格をもつて我が国に中長期間在留する者であることを簡単に証明できるようになります。就労や社会生活の様々な場面における利便性が高まることがあります。

一方、今回の法改正においては、住居地を届け出なかつた場合や配偶者の身分を有する者としての活動を行わないで在留する場合について在留資格の取消し事由を追加しておりますが、この適用につきましては、硬直的に対応するのではなく、事実関係を正確に把握し、事情に応じた弾力的な対応をしてまいりたいと考えております。

このように、今回の法改正は、我が国に中長期間在留する外国人について適正な在留の管理を図るとともに、これらの外国人の利便性の向上を図つたものであります。

○松村龍二君 今回の法改正が、法務大臣が外国人の在留の管理に必要な情報を継続的に把握する制度を構築するだけでなく、外国人の利便性を向上させるための施策も実現しているバランスの取扱いを図つたものであります。

○國務大臣(森英介君) 在留資格の上限の引上げやいわゆるみなし再入国許可制度等の外国人の利便性を向上させるための施策は、法務大臣が外国人の在留管理制度の構築といかかる関係にあるのか、法務大臣にお伺いします。

○松村龍二君 この度の法改正が、出入国を継続的に管理することと、在留外国人の在り方について細部をいじつて法改正としておるということです。根本的な日本における移民制度等と関連した在留管理制度の問題にメスを入れているかどうかということになると疑問なしとしない面もございます。が、今回導入しようとする新たな在留管理制度は、これまでの外国人の在留管理制度の枠組みを大きく変革するものであることは間違ひございません。

○國務大臣(森英介君) 現行の制度では、法務大臣は、入管法に基づいて外国人の入国時や在留期間の更新時等の各種許可に係る審査を行う際に外国人から必要な情報を取得しております。一方、在留期間の途中における事情の変更については、法定受託事務として市区町村が実施している外国人登録制度を通じて把握することとしております。

ところで、近年、我が国は国際化が進展し新規入国者数が著しく増加するとともに、我が国に居住する外国人の数も増加し、また我が国に在留する外国人の構成も大きく変化してきておりまして、外国人の在留状況、とりわけ居住実態の正確な把握が困難になつてきております。そのため、国民健康保険や児童手当などの市区町村の個別事務に支障を來し、我が国に在留する外国人に対する行政サービスの提供や義務の履行の確保に困難を生じさせているなどの問題も生じております。これら問題への対処が喫緊の課題になつて、これら問題への対処が喫緊の課題になつて、この点につきましては、ニューカマーと呼ばれる

握できていないため、在留期間を伸長することや再入国許可制度を緩和することが困難であります。

しかし、今回の改正により、法務大臣がこれら外国人の在留管理制度に必要な情報を正確かつ継続的に把握し的確な在留管理制度を行うことが可能になることから、これら外国人の利便性を向上するための施策を実施することが可能になるものであります。

○松村龍二君 今回の法改正が法務大臣が外国人の情報を継続的に把握する制度を構築することにより、より外国人の利便性を向上させていることについて理解いたしましたが、もう度々この委員会において質問されたことでござりますが、いよいよ最終の段階に入りましたので改めてお聞きをするわけです。が、今回非常に大きな改正をなぜ今行わなければならぬのか、改正の必要性と意義について法務大臣にお伺いします。

○國務大臣(森英介君) 現行の制度では、法務大臣は、入管法に基づいて外国人の入国時や在留期間の更新時等の各種許可に係る審査を行う際に外国人から必要な情報を取得しております。一方、在留期間の途中における事情の変更については、法定受託事務として市区町村が実施している外国人登録制度を通じて把握することとしております。

そもそも、我が国はどのような外国人を受け入れようとしているのか、我が国におきます外国人の受け入れに係る基本的なポリシーについて法務大臣にお伺いします。

○國務大臣(森英介君) 我が国における外国人の受け入れにつきましては、我が国の社会の安全と秩序を維持しつつ、我が国の経済社会の活性化、一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者についてはこれまで積極的な受け入れを図つたところであります。今後も引き続き受け入れを推進してまいります。

また、少子高齢化時代を迎えた我が国においては、外国人の受け入れの在り方に係る議論は極めて重要なものであると認識をしておりますが、専門

おける研修生の新規入国者数は十万一千八百七十九人となっており、前年の平成十九年と比べるとほぼ同数ですが、平成十年が約五万人であり、この十年間で約二倍ということになつております。

また、平成二十年における研修から技能実習への移行者数は六万二千五百二十人で、前年の平成十九年と比べて約八千五百人増加しています。平成二十年の技能実習移行者数が約一万三千人でありますので、この十年間で約五倍に増加したということになります。

次に、実際、研修生、技能実習生の帰国後の状況でございまして、この点について当局が直接調査を行うということはございませんが、財團法人国際研修協力機構において、平成十九年九月から十二月に帰国した技能実習生約一万二千人を対象として、帰国後の就業状況等についての調査を実施したと承知をしております。同調査によれば、帰国後、研修等と同種の仕事をある元の職場に復職した者が約四千四百人、これに加えて、研修等と同種の仕事である別の職場に転職した者が約一千八百人であるとの結果が報告をされておりま

す。

この調査結果からは、帰国した研修生、技能実習生の少なくとも半数以上が我が国で修得した技術等を本国で活用しており、開発途上国への技術移転という研修・技能実習制度の本来の目的は失われていないものと考えております。

○松村龍二君 最後に、二つ重要な質問をさせていただきます。

この度の改正が一定の成果を収めていることは理解しましたけれども、研修・技能実習制度の問題点として、受け入れ団体、受け入れ企業が労働法等を守らない、そういう苦情が多くあつて、これを取り上げられたというふうに思われるわけですが、そのような事例ばかりではないと思われます。

研修生や技能実習生が日本の慣習を理解していないため、所定の時間外に雇用主が善意で県庁所在地を案内したり、日曜日に案内したり、あるいは、これまで以上に受け入れ側の負担が大きくなる

は日本の労働の精神を教え込むために、朝早く、三十分か四十分、来て機械の周りを掃除しなさい」といったことが時間外手当をもらわないので働くかされたというふうなことで違反行為というふうに指摘を受ける事例も聞くわけですが、法改正後はこのような点が改善されるような措置がとられるのかお伺いします。

○政府参考人(西川克行君) まず、前提といたしまして、使用者の指揮命令により技能実習生が就業時間外に行われる行事等に参加する場合は、その参加している時間は労働時間に当たるものといふふうに考えられます。その参加が義務的ではなく技能実習生が自主的に参加する場合については、それは労働時間に当たらないものというふうに承知を

しております。この点については恐らく、御指摘が発生したということはなかろうかというふうに推察をいたしております。

法改正後の技能実習一号の活動では、企業等と雇用契約を締結して企業内で技能等を修得する活動を行なう前に一定期間の講習による知識修得活動を行なうことになりますが、講習の内容として、日本語や修得する技能に関する知識だけではなく、技能実習生が日本で生活する上で必要な知識と関係法令、日本の慣習等の生活一般に関する知識についても修得していただくこととしており、この旨を法務省令に規定するという予定であります。

○松村龍二君 終わります。

午後零時九分休憩

午後一時十四分開会

○委員長(澤雄二君) 午後一時十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時九分休憩

○委員長(澤雄二君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

本日、大門実紀史君が委員を辞任され、その補欠として仁比聰平君が選任されました。

○委員長(澤雄二君) 休憩前に引き続き、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に関する特例法の一部を改正する等の法律案を議題とし、質疑を行います。

これによつて技能実習生の我が国への労働慣行等への理解が一層深まつて、今御指摘のあつたよ

うな問題が生じなくなるよう努力をしていきた

いというふうに考えております。

○松村龍二君 最後の質問ですが、法改正後は、

技能実習生に対する一定期間の講習を義務付ける

ことで技能実習が円滑に実施されることを期待いたします。一方で、新たな研修・技能実習制度で

正案は、最初に総括的質疑を行い、参考人の皆さ

と認識しております。

今後、関係省令等を整備することによって法律の具体的な運用が決まっていくことになると思うが、その際には、技能実習生を受け入れる機関の経営者を含め幅広く意見を聞くべきだと考えますが、この点について法務当局の所見をお伺いします。

○政府参考人(西川克行君) 新たな研修・技能実習制度につきましては、関係省令の改正等により具体的な要件を定めていくことになりますが、その前には、中小企業庁を含む関係省庁等と協議を行なった上でパブリックコメントの募集など所要の手続等を行うとともに、技能実習生を受け入れる企業の経営者等を含め意見を幅広く聴取ることを考えており、提出された意見を十分に踏まえ関係省令の改正等を行つてまいりたいと考えております。

○政府参考人(西川克行君) 新たな研修・技能実習制度につきましては、関係省令の改正等により具體的な要件を定めていくことになりますが、その前には、中小企業庁を含む関係省庁等と協議を行なった上でパブリックコメントの募集など所要の手続等を行うとともに、技能実習生を受け入れる企業の経営者等を含め意見を幅広く聴取することを考えており、提出された意見を十分に踏まえ関係省令の改正等を行つてまいりたいと考えております。

○松村龍二君 終わります。

どうもありがとうございました。

午前中もこれ議論がありましたが、現在、いわゆる不法滞在者という方が依然として多数存在しているらっしゃる。そのような状況のまま法律の施行に至ることになれば、当然混乱状況になり、新たな制度をつくるうにも、その円滑な導入というのは非常に難しい状況になると懸念されるんだろうと思います。

そのような趣旨から設けられたのが修正案における六十条の二項だと思っております。六十条の二項を見ますと、法務大臣は、こういったことに對して、入管法第五十条第一項の許可の運用の透明性を更に向上させる等その出頭を促進するための措置その他不法滞在者の縮減へ向けた措置を講ずることを検討するものとするとしてあります。非常に、ちょっと、措置を講ずるものとすると、それも検討という話なんですか? どちらも、具体的にどのような措置を講じていこう、この混乱をなくすために、ある意味ではきちんとやるために、どういうことを措置されようとしているのか、具体的にお答えをお願いしたいと思います。

○政府参考人(西川克行君) 委員御指摘のとおり、約十三万人まだ不法滞在者が存在していると、こういうことでござります。円滑な法律の施行のためには、これを何とか縮減しなければならないということです。

一方では、効率的な摘発を継続していく数を減らしていくということでございます。

一方では、不法滞在者を自発的に出頭させるという措置も、これも是非必要であるというふうに考えております。

効率的な摘発はそれで継続をするわけですが、

んからも御意見をお聴きして、今日が実質三回目の質疑をやつておられるわけでございます。言わば今日はまとめの質疑にもなると思ひますし、まず、これまでいろんな御意見も伺いましたし、確認し

たいこと、総括的にお聞きしたいこと、まとめてお聞きをしたいと思っております。

まず、附則関係についてお聞きをしたいと思つております。

午前中もこれ議論がありましたが、現在、いわゆる不法滞在者という方が依然として多数存在しているらっしゃる。そのような状況のまま法律の施行に至ることになれば、当然混乱状況になり、新たな制度をつくるうにも、その円滑な導入というの

は非常に難しい状況になると懸念されるんだろうと思います。

そのような趣旨から設けられたのが修正案における六十条の二項だと思っております。六十条の二項を見ますと、法務大臣は、こういったことに對して、入管法第五十条第一項の許可の運用の透

明性を更に向上させる等その出頭を促進するための措置その他不法滞在者の縮減へ向けた措置を講ずることを検討するものとするとしてあります。

非常に、ちょっと、措置を講ずるものとすると、それも検討という話なんですか? どちらも、

具体的にどのような措置を講じていこう、この混乱をなくすために、ある意味ではきちんとやるために、どういうことを措置されようとしているのか、具体的にお答えをお願いしたいと思います。

○政府参考人(西川克行君) 委員御指摘のとおり、約十三万人まだ不法滞在者が存在していると、

こういうことでござります。円滑な法律の施

行のためには、これを何とか縮減しなければなら

ないということです。

一方では、効率的な摘発を継続していく数を減

らしていくということでございます。

一方では、不法滞在者を自発的に出頭させるという措置も、これも是非必要であるというふうに考えております。

効率的な摘発はそれで継続をするわけですが、

他方、不法滞在者に自発的な出頭を促すことの必要性につきましては、新たな制度の周知活動を行い、また、現に外国人登録をしている不法滞在者については、関係各機関の協力も得るなどして、不法滞在者に自発的な出頭を促して、個々の事案に応じて在留特別許可を認めるべきものは認めることがあります。

この点、在留特別許可につきましては、これまでも個々の事案ごとに諸般の事情を総合的に勘案してその許否の判断を行つてしまひましたけれども、その透明性を確保することが不法滞在者の自発的な出頭を促す観点から重要であると認識をしておりまして、このような観点から、まず、在留特別許可をされた事案あるいはされなかつた事案の事例の更なる公表を行うとともに、既に公表済みの在留特別許可に係るガイドラインの内容についても見直しの検討をしたいというふうに考えております。

○木庭健太郎君 是非、先ほども議論ありましたが、きちんととしたガイドラインが分かりやすく皆さんに伝わればそういうこともできると思うんです。その部分がまだ努力が足りない部分があるんだろうと思うし、是非とも法が成立いたしましたらそこを強力にやつていただきたいし、そして、先日、参考人もおつしやつていらっしゃったのですが、そうやって特別在留許可含めて仮放免された外国人に対して、市区町村が人道上の観点から行政サービスを適切に提供するためには、市区町村にこの仮放免された外国人の情報が伝わらなければならない。そういうことを踏まえてこの附則を見ると、附則六十条の一項の規定というのには、まさに仮放免された者の通知について検討しろというような形になっているんだろうと思いましておきたいと思います。

○政府参考人(西川克行君) 現在、外国人登録を

利用するなどして、母子保護それから児童に対する予防接種、教育等、人道等の観点からの行政

サービスは仮放免された者にも提供されておりませんが、改定法施行後もこれらの者が行政上の便益を受けられるようにするために、例えば予防接種の案内の発送等、市区町村において外国人の居住実態を把握する必要がある場合が考えられます。

そこで、法務大臣において、仮放免をされてから一定期間経過したものについて、施行日以後においても行政上の便益を受けられるようになります。おいても行政上の便益を受けられるようにすると、の観点から、施行日までに、その居住地、身分関係等を市区町村に迅速に通知することについて、個人情報の保護にも配慮しつつ検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされました。

この点、仮放免された外国人には仮放免許可証が交付され、これに本人の身分事項や指定住居証を市区町村に持参することで身分事項や居住状況の証明を行うことが可能であると考えておりますが、いざにしましても、これらの外国人が受けることのできる行政上の便益に支障を生じさせることのないよう、どのような行政サービスにおいて法務省からの通知が必要になるか考慮するとともに、個人情報の保護の観点にも留意しつつ、通知を行う場面、方法について検討を進めてまいりたいと考えております。

○木庭健太郎君 ちょっと今もおつしやつたんですけど、それとも、今は外国人登録などを利用して母子保護とか児童に関する予防接種、この人道上の観点からの行政サービスをいわゆる不法滞在者にも提供されていると。でも、これはある意味じやく、元々やらなければならない、提供しなければならない人道的なある意味じや行政サービスの責務であるというような気が私はいたします。

して、これら行政サービスを実際に提供することとなる。ただ、この負担を掛けないようについても、ここで、総務省が第一義的な責任主体となって検討を加え、措置を講じなければならないというふうなこれは修正になつたわけですから、この法務委員会でも、局長から、総務省が第一義的な責任主体となつて対応するというお答えがございましたが、総務省としてどのような検討を加えておきたいと思います。

○政府参考人(佐村知子君) お答え申し上げます。

今御指摘ありましたように、住基法改正法附則第二十三条は、在留資格がない者でございまして、これまで受けられていた義務教育あるいは助産施設における助産や結核予防のための健康診断などの行政サービスが本改正法の施行の日以後もなお受け取ることができるようするために設けられたもの、検討項目であると承知しております。

今後、この附則の規定を受けまして、総務省といたしましては、必要に応じましてそれぞれの行政サービスについての記録の適正な管理の在り方について検討を加えまして、その結果に基づきまして、今後とも外国人住民の方々が適切に行政サービスを受けていく様子に、市町村やそれぞれの行政サービスについての関係する省庁とともに連携を取りながら、その対象者を把握するためには必要な措置をしっかりと講じてまいりたいと考えております。

○木庭健太郎君 是非、もちろん市町村が現場ですからそこにやつていただく形になるんですが、ここにあるとおり、責任主体はどこなのかということになると、総務省がこれはきちんといろいろな面で掌握するんだという、是非その御自覚というか決意だけは持つていただきたいとこれはうまくいかないと思います。そこは是非是非、重々やつていただきたいと法案のこの審議に当たつてお願ひをするというか要請をしておきたいと、こう思

います。

そして、この修正案の附則六十条というのは、今申し上げたこの一項、二項のほかにもう一つございまして、実は六十条附則三項というのほどん

な要項かというと、これも一度大臣とちょっと議論をいたしましたけれども、「法務大臣は、永住者の在留資格をもつて在留する外国人のうち特に我が国への定着性の高い者について、歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資するとの観点から、その在留管理の在り方を検討するものとする。」この趣旨は、もう大臣お分かりのとおり、常時携帯義務の廃止というのが

今回特別永住者についてはなされた。しかし、残念ながら、そのほかのことについてはこういった検討事項ということになされた。是非、いろんな問題、いろんな判断をしなければならないんでしようが、是非この点については、この附則を受けたもの、検討項目であると承知をしておりま

す。

○國務大臣(森英介君) 特別永住者と一般永住者については、例えば在留の場面においては、在留カードの有効期限の更新方法、常時携帯義務や罰則の内容、再入国許可の有効期間や再入国許可を受けたものとみなされる期間の長短、退去強制の場合においては、退去強制事由の限定の有無の点においてその取扱いについて違ひがあります。さらに、上陸審査の場面においても、上陸拒否事由該当性の審査の要否、個人識別情報の提供の要否の点において違ひがあります。

このように、特別永住者に対し、他の外国人とは異なる様々な配慮がなされている理由は、日本国籍の平和条約の発効により本人の意思に全くかわりなく、関係なく日本の国籍を離脱した方々であることと、終戦前から引き続き日本に在留している方々であり、我が国に対する強い定着感があることという点にあり、この点、そのほとんどが新たに来日した外国人、いわゆるニューカマーで

ある一般永住者は、その歴史的経緯や定着性に
関し全く異にしております。

他方、今委員からも御指摘があつたところでございますけれども、一般永住者の中にも、その歴史的背景から我が国に長期間在留しているなど、特に我が国への定着性が高い方々がおられることが事実でありますので、今後この附則の規定を受けて、法施行後の内外の諸情勢をも踏まえつつ、これらの方々に対する在留管理の在り方全体について検討を進めてまいりたいと考えております。

○木庭健太郎君 是非、おっしゃったように、一般永住者といつても様々な方がいらっしゃる、大臣がおっしゃつたとおりだと思います。もちろん、そういう歴史的背景から、私はすぐにもやらなくちやいけない方もいらっしゃるとは思うんですが、それは華僑を含めたいろんな方たちですが、それだけではなく、大臣も今おっしゃいましたが、定着性の高いということがこの附則の中に織り込まれております。定着性の高いというのは、別にそういう歴史的背景だけではなくて、本当に長年日本に、ニューカマーと言われる人たちだつて、その中には長く日本に住み、日本に永住し、日本でやつていきたいという方もいらっしゃるわけであつて、その辺も含んでよいくらいな観点からこの問題は是非早急に検討をしていただきお答えを是非いただきたい、このように思つておりますので、よろしくここはお願ひをしたい、こう思つております。

さて、この法案が成立しますと、施行へ向けて様々な問題が起きてくるわけでございますが、今回これ法律成立しますと、今交付されている外国人登録証から在留カードへの切替えが行われるわけです。在留カードへの切替えというのがもし一時期に集中するということになると、またこれも相当の混乱が予想されるわけでございまして、これも心配されます。この点、在留カードへの切替えの期間とか切替えの方法、こういう点について法務当局に改めて確認をしておきたいと思います。

○政府参考人(西川克行君) 確かに在留カードへの切替えが一時期に集中しないようにという配慮が必要であるというふうに考えております。

そこで、新たな在留管理制度の施行期日における起算して三年を経過する日又は在留期間の満了日のいずれか早い日までを有効期限とする在留カードとみなすということにしておりまして、在留カードへの切替えが一時期に集中しないといふようにしております。

その上で、在留カードへの切替え手続につきましては、改正後の入管法の規定による届出又は申請に伴つて在留カードへと切り替えていくだけでなく、当該外国人が自ら希望して申請する場合には、施行期日の六ヶ月前からいつでも在留カードへの切替えの申請ができることとすることによります。その負担を掛けることのないよう配慮してまいりたいと考へております。

○木庭健太郎君 総務当局にちよつと一、二問聞いておきたいんですけど、何かというと、今回、結局、住民基本台帳が改正されて、外国人住民が住民基本台帳に載ることになるわけです。それが住民の方々に必要以上に負担を掛けることのないよう配慮してまいりたいと考へております。

さて、この法案が成立しますと、施行へ向けてのことは大変いことだらうと思うんですけれども、ともかく、戦前、戦後というか、戦後この外国人登録制度ができる、それが初めて今回住民基本台帳制度の対象になる。ある意味では極めてやつぱり地方自治という、そういういろんな業務にとつては極めて大きな改正だらうと思うんです。市町村もそういう意味ではどう円滑にやつていこうかという意味でなかなか大変な面もあると思ふのは、周知徹底のこともあるんすけれども、うんすけれども、是非こういったことをやつぱり

り広報し周知するためにどうすればいいのかといふことに恵を絞らなければならないでしよう。なおかつ、今回の改正という問題は、是非、どこで、新たな在留管理制度の施行期日における切替えが一時期に集中しないようにするための配慮が必要であるというふうに考えております。

ましては、既に我が国に在留している中長期滞在者については、その者が外国人登録証明書を所持しているときは、その外国人登録証明書は施行日から起算して三年を経過する日又は在留期間の満了日のいずれか早い日までを有効期限とする在留カードとみなすということにしておりまして、在留カードへの切替えが一時期に集中しないといふようにしております。

その上で、在留カードへの切替え手続につきましては、改正後の入管法の規定による届出又は申請に伴つて在留カードへと切り替えていくだけでなく、当該外国人が自ら希望して申請する場合には、施行期日の六ヶ月前からいつでも在留カードへの切替えの申請ができることとすることによります。その負担を掛けることのないよう配慮してまいりたいと考へております。

○木庭健太郎君 総務当局にちよつと一、二問聞いておきたいんですけど、何かというと、今回、結局、住民基本台帳が改正されて、外国人住民が住民基本台帳に載ることになるわけです。それが住民の方々に必要以上に負担を掛けることのないよう配慮してまいりたいと考へております。

さて、この法案が成立しますと、施行へ向けてのことは大変いことだらうと思うんですけれども、ともかく、戦前、戦後この外国人登録制度ができる、それが初めて今回住民基本台帳制度の対象になる。ある意味では極めてやつぱり地方自治という、そういういろんな業務にとつては極めて大きな改正だらうと思うんです。市町村等に対して説明会を開催するなど、よく連携を図つてまいりたいと考へております。

また、今回の法改正に伴う市町村の準備作業が円滑に進むということも大変重要なことです。今後、実施に向けて政令や省令あるいは事務処理要領といったものを改正していく必要があることは昭和二十六年に制定されていますが、今回の改正は長い入管法の歴史の中でも最も大きな改正といよいよ大改革がスタートするわけですから、この新たな制度へ向けた大臣の決意を伺つて、質問を終ります。

○木庭健太郎君 最後に大臣に、この法律通れば、いよいよ大改革がスタートするわけですから、この新たな制度へ向けた大臣の決意を伺つて、質問を終ります。

○國務大臣(森英介君) 今仰せのとおり、入管法は昭和二十六年に制定されておりますが、今回の改正は長い入管法の歴史の中でも最も大きな改正と申上げてよろしいかと存じます。今回の改正は長い入管法の歴史の中でも最も大きな改正によって、入管内部のシステムや人員配置はもちろんですが、市町村との関係も大きく変更されます。三年後の施行に向けて、円滑な制度移行のために、全国の入国管理局挙げて全力で取り組んでまいりたいと考へております。

また、新たな制度に関する広報等も十分に行つて、制度の周知徹底を図つてまいりたいと考へております。

○政府参考人(佐村知子君) お答え申し上げます。

そういう方々にもこれまでと同様の行政サービスが具体的に適用されためには、それぞれの地方公共団体におきまして確かに外国人に関する情報を把握するなど、行政サービスを提供するための対応が必要になつてまいります。それで、義務教育や結核予防のための健診など、在留資格のない者であつても適用される個別の行政サービスを外国人に適用するための記録がその者に係る記録と想定をされ、そういう者に関して必要な措置をとつていくことが附則の趣旨で、それをしっかりと取り組んでまいりたいと思つております。

○仁比聰平君 そうなると、就学とかあるいは児童の支援とか、そういう物事ごとにいろんな名簿を全部作つていくんですか。そんな煩瑣なことをするんじやなくて、日本に来て居住の実態がある外国人の方々、みんな住民なんだから、地方自治法上だつて住民だと見ておかしくないでしよう。みんな住民基本台帳に載せねばいいんじゃないですか。何でやらないんです、総務省、もう一回。

○政府参考人(佐村知子君) お答え申し上げま

す。

住民基本台帳制度は、市町村長が住民の居住関係の公証など住民に関する事務の処理の基礎として住民に関する記録を正確かつ統一的に行う、そういう台帳を作成する制度でございます。

こういった制度趣旨を踏まえまして、本改正法では、観光目的で入国した短期滞在者等を除く、適法に三ヶ月を超えて在留する外国人をこの法律の適用対象としております。

不法滞在者は、入管法上退去強制されるべき地位にあることから、住民基本台帳法の適用対象とすることは適当ではないと考え、適用対象外としております。

○仁比聰平君 そうした外国人に対する物の見方といいますか哲学といいますか、それが今現場で

実際に深刻な事態をもたらしているんじゃないかなというふうに思っています。

厚労省に、前回お尋ねできずに申し訳なかつたんですけども、生活保護を受給する外国人住民について、ハローワークが今行つてあります帰国支援金を受けさせて生活保護を廃止すると、そうした扱いがあるのかという点についてお尋ねしたいと思うんですね。

西三河、愛知県のある自治体で、複数の日系ブラジル人の御家族に、現実に受けている生活保護を打ち切つて、帰国支援金を使つて帰国しないという指示がなされているということが、これはメディアでも大問題になりました。その中には、仕事中に負傷して手術を必要とするし、労働災害を争わざるを得ないという方もあるだけれども、そうした方に帰国支援金の手続をしなければ保護を打ち切る、そういうふうに指示されたというふうに伝えられているわけですね。こうしたことは絶対にあつてはならないと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(坂本森男君) 日系外国人に帰国支援事業を紹介することは必要な情報提供の一つと考えておりますが、本事業は本人の意向に沿つて支援を行うものでございまして、帰国支援事業を利用しなければ生活保護を打ち切るとの発言があつたとしたならば、それは不適切な対応であると考えております。

厚生労働省といいたしましては、日系外国人の方々の意向を踏まえまして、帰国支援事業や生活保護などの必要な支援が受けられるよう、自治体に対しまして必要に応じ技術的な助言をするなど適切に対応してまいりたいと考えております。

○仁比聰平君 今の答弁は大事な答弁なんですが

提案者、附則六十条二項に言う在留特別許可の運用の透明性を更に向上させるというふうにおつしるのは、つまり、現在の在留特別許可、これを拡大する、もっとたくさんの方に許可が出るようになるんだという、そういう意味なんですか。これがいかがです。

○衆議院議員(桜井郁三君) 御指摘の在留特別許可の運用の透明性を更に向上させるということにつきまして、修正案提出者としては、在留特別許可がされた事例及び許可された事例の更なる公表を行うとともに、在留特別許可に係るガイドラインの内容についても見直しを行うことを想定しておりますところでございます。

また、不法滞在者の縮減の措置については、摘要等による退去強制も含まれるが、在留特別許可の運用の透明性を更に向上させるという例示がされることにかんがみれば、在留特別許可の運用ガイドラインがより明確に示され、該當者による自発的出頭が増え、結果的に不法滞在者でなくなる事が望まれるものと言えると思います。

○仁比聰平君 実際に、在留特別許可が広がりましたと、これまでオーバーステイで自分は特別許可が出ないんじやないかというふうに思つていた方も、私もできるんですねということになつて初めて入管に出頭されるのはするわけでしょう。それを、単に透明性を向上させるというだけで、この法文にあるような出頭を促進するための措置その他の不法滞在者の縮減に向けた措置を図るというふうに言つてしまふと、結局、出てこい、捕まえるぞというふうに言つていてるのに等しいことになりますか。そういう趣旨であればこの規定は一体何なのかと思うんですが、入管局長、手が挙がつていますが。

○政府参考人(西川亮行君) 年間、現状でも四万人から五万人に対して退去強制手続を実施しております。そのうち、多い年で約一万人、それから少ない年でも七、八千人に対して在留特別許可を付与していると、こういうことでござります。これは言ひ換えますと、今不法滞在というところで社会に潜伏している方でも相当の割合で在留特別許可が認められる場合がある、それを知らないために出でこれないという、そういうケースは相当あると思います。

先ほどのガイドラインの、今現在もガイドラインはございますけれども、積極要素、消極要素、ある程度は公開しておりますが、更にここに付けると、積極要素、消極要素として考慮すべき事項について、要素として多く挙げ、かつ、こういう事例については認めましたよ、あるいはこういう事例については認めませんでしたよという、いう事例を公開することによって、より予測可能となります。そういうものが高まって、それが自発的な出頭につながるという、こういうふうに考えております。

○仁比聰平君 大臣、ちょっと、通告をしていいといえばしていないんですけども、今の局長の答弁で私は十分だとは思いませんけれども、それについても、今現実に日本に在住している非正規の外国人、この方々の多くに在留特別許可が得られる、そういう条件のある方がいるのではないかと。そうした方々には在留特別許可をするんだとか。そういう方向の御答弁だと思いますけれども、大臣、それでよろしいですか。

○國務大臣(森英介君) これはやっぱりあくまでもこの法案を成立させていただきながらとのべき措置について今御答弁申し上げているので、非常に表現が難しいわけでござりますけれども、結果的には仁比委員がおっしゃっているような方向性としては方向性になると思います。

○仁比聰平君 もう一つ、附則に関して、六十条の三についてお尋ねしたいと思うんですが、永住者のうち特に我が国への定着性の高い者という、歴史的経緯にかかわらず、中でも、少なくとも永住者に常に携帯義務、在留カードの、を課すこととは国連人権規約に違反するという見解もあるわけです。せんだっての参考人質疑でも出ました

私、この問題についてこれまでこの委員会でたとしてきましたが、ちょうど一年少し前、福島県の県南織維協同組合という一次受入れ機関のファシジョン縁という業者、二次受入れ機関の、このでのベトナム人研修生の余りにひどい扱いについて質問をしたことがあります。前局長や前大臣に明快な御答弁をいたいたわけですか。

も、これ、入管局長、御存じですか。

この組合の理事長が自らやっている東栄衣料という企業で、残業代は、研修生には三百円、二年目、三年目実習生には四百円しか払わない。ベトナムで約束をしてきたとおりなんだからどこが問題があるのかと、そうした形で、法に違反するやり方で引き続きベトナム人研修生たちを縛り上げてきたわけです。彼女たちによりますと、今年の一月、入管が会社に調査に入ったそうですが、社長は入管にうそをついて、貯金はしていない、強制貯金はしていない、給料は月十一万円あり、残業は時給八百円だと説明をしたといふんですね。

JITCOからも人が来ただれども、何にも言わずに帰つていったというわけですよ。

不正だということが国会でも問題にされて、局長が厳しく調査する、指導すると言いながら、こんなことがずっと繰り返されている。一体、法案で責任、監理を明記したからといってどうなるといふんですか。今後の構えについてお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(西川克行君)

この事案については現在も実態調査中でござりますけれども、既に労働基準監督署から是正勧告が出されているという事実も把握しております。近く不正行為等の認定に至れるというふうに考えております。

○仁比聰平君 時間がなくなりましたから終わらざるを得ませんけれども、いや、それは事後にこうした告発がある、つまりベトナム人研修生が労働組合に逃げ込んできたのです、助けを求めにきたわけですよ。それで団体交渉になり、いろんな行動になり、今の入管のお話になつてゐるわけでしょう。事後的にそういうことを審査すると

いうだけでは、プローカー、あるいはそこの中で

痛め付けられて食い物にされている研修生たちの労働や人間性を守るということはできないんですよ。これを未然に防止すると、そういう制度をつくらなきゃ駄目じゃないですか。

もう答弁求めませんが、大臣にもそうした認識では非臨んでいただきたいとお願ひ申し上げまして、質問を終わります。

○近藤正道君 社民党・護憲連合の近藤正道です。何点か質問をさせていただきたいと思いま

従来の実務では、適法な在留資格だろうが在留資格の切れた非正規滞在であろうが、行政サービスは受けておりました。原案では、行政サービスの対象者を適法な在留外国人に限つて、すべての非正規滞在者を行政サービスの対象から除外する

ことになつたわけでございます。そこで、修正がなされまして、住基法の附則二十三条が盛り込まれました。そして、その非正規滞在者にも社会保障、医療、教育などの機会を保障すべきだという人道的な観点から、原案では行政サービスから排除をされている非正規滞在者のうち一部については、改正法施行日までの期間、これ三年あるわけであります。この施行日までの期間の間で必要な措置を検討すると、こういうふうに変わつたと、改正入管法の附則の六十条一項、二項、六十二条、こういうところでそういうふうに変わつたというふうに私は理解をしております。

○大臣は、今回の法改正によって直ちに今まで受けられていた行政サービスが受けられなくなると

いうものではない、不法滞在者が受けられる行政サービスの範囲は法改正後も基本的に変更がない

といふうに答弁をされておりますが、しかし、非正規滞在者の中の一部の人たちは確実に今度は排除さ

れる、非正規のうちで再び行政サービスを受けられる人と今度はもう完全に受けられなくなる人と分けられる、一部の人たちは間違ひなく行政サービスから切られる、これは間違ひないんじよ

う。

端的に答えてくれませんか、私の言つているこ

とが正しいのか間違つてゐるのか。

○政府参考人(西川克行君) そのようなことにはならないといふうに考えております。

○近藤正道君 そうすると、私の今の理解は間違

いといふことですか。私は今、総務省から話を

ずっと聞いた上で聞いてゐるんです。非正規滞在者のうちの一部の人は確実に今度は切られる、それは残される人もいるけれども切られる人が出

てくると、こういうふうに聞いているんですが、私の理解は間違つてゐるんですか。

○政府参考人(西川克行君) 私の理解では、外

国人によつてどのようなサービスをするかについて

は各行政機関がそれぞれ決めております。

今回の改正によつて変更があるということは各行政機関どこにもございませんので、不法滞在者について現在までなされてゐる行政サービスは

そのまま継続するといふうに考えております。

○國務大臣(森英介君) 繰り返しになつちやつて

れる、こういう理解でよろしいんでしょう。

○政府参考人(西川克行君) まず、不法滞在者についての行政サービスというのは現在も一定程度認められておりまして、例えば……

○近藤正道君 ストレートに答えてくださいよ。と、現在与えられている行政サービスが今回の改正によつて変更されるものとは考えておりません。

○近藤正道君 ですから、私が今言つた、非正規滞在者のうち一部は、今まで、正規の滞在であれ非正規の滞在であれ、自治体の行政サービスは受けられていたと。ところが、今度は非正規の人たちは当初排除をされたと。しかし修正案で、また修正が加えられるけれども、しかし、非正規滞在者のうちの一部の人たちは確実に今度は排除されると、非正規のうちで再び行政サービスを受けられる人と今度はもう完全に受けられなくなる人と分けられる、一部の人たちは間違ひなく行政サービスから切られる、これは間違ひないんじよ

う。

端的に答えてくれませんか、私の言つていることが正しいのか間違つてゐるのか。

○政府参考人(西川克行君) そのようなことにはならないといふうに考えております。

○近藤正道君 そうすると、私の今の理解は間違

いといふことですか。私は今、総務省から話を

ずっと聞いた上で聞いてゐるんです。非正規滞在者のうちの一部の人は確実に今度は切られる、それは残される人もいるけれども切られる人が出

てくると、こういうふうに聞いているんですが、私の理解は間違つてゐるんですか。

○政府参考人(西川克行君) 私の理解では、外

国人によつてどのようなサービスをするかについて

は各行政機関がそれぞれ決めております。

今回の改正によつて変更があるということは各行政機関どこにもございませんので、不法滞在者について現在までなされてゐる行政サービスは

そのまま継続するといふうに考えております。

○國務大臣(森英介君) 繰り返しになつちやつて

○近藤正道君 だから、行政サービスの範囲は変わらないんだけれども、そこから排除される、非正規滞在者のうちそこから排除される人が一部ではあるけれども出てくる、これ間違ひないんでしょうね。一切排除される人なんていないんですね。

大臣、答えてください。私は昨日しつかりと総務省の方から聞いて、間違ひないと、一部の人は今度は切られるというふうに私は聞いてきています。一切排除される人なんていないです。

大臣、答えてください。これ。私は昨日しつかりと総務省の方から聞いて、間違ひないと、一部の人は今度は切られるというふうに私は聞いてきています。一切排除される人なんていないです。

恐縮でございますし、住民基本台帳法の規定に関する修正内容についてお答えする立場にないことはもとよりでございますが、入管法の規定との関連で申し上げますと、今申し上げたことと繰り返しになりますが、不法滞在者に対する行政サービスが提供されるか否かはそれぞれの行政サービスの目的によって定められるものであつて、今回の改正によって、今まで受けられていた行政サービスが受けられないということはありません。不法滞在者が受けられる行政サービスは法改正後も基本的に変更がないものと理解をしております。その上で、改正法施行後もなお不法滞在者が現在受けている行政上の便益を受けられるようになります。市区町村において外国人の居住実態を把握する必要がある場面が考えられますので、これらの外国人が受けることのできる行政上の便益に支障を来すことがないよう、どのような行政サービスにおいても法務省から当該外国人の居住地、身分関係等を市区町村に通知が必要になるのかを考慮するとともに、個人情報の保護の観点にも留意しながら通知を行う場面や方法について検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○近藤正道君 これは私が総務省の担当者もそこに置いて聞けばよかつたのに、もう完全に総務省の言い分を信用したために今こういう事態になつた、そこは少し反省をしておりますが、いずれにしましても、今入管の局長も大臣も、今回の改正これまでより非正規滞在者が不利益になることなんかないんだ、全く変わらないんだということ入管法の施行規則に定める添付資料の情報、例えば永住者では、身分とか家族関係とか職業、納税状況、預金、不動産等の資産状況等々が、これが必要最小限度の範囲として紙ベースの管理ではなくてデジタル化、データベース化されオンライン管理されるとすれば、およそ外国人にはプライバシーなんという、そんなものはないんではないか、そういう危惧の念を私は持っております。外国人にもプライバシー権や自己情報コントロール権が保障されることは与野党とも一致して

す、私の方で一切不利益になることはないんですねというふうに言つておるんで、そうだと言つたらそう、だというふうに答えてくださいよ。

○政府参考人(西川克行君) そのとおりでございまして、付言をさせていただきますと、まず行政のサービスの幅は変化がないと。それから、漏れがないように、住基法改正法附則第二十三条で、在留資格がない者でも、これまで受けられていたサービスについて本法施行日以後もなおお受けすることができるようになります。町村の方に連絡するようなどいう附則が付いています。

○近藤正道君 ジヤ、次の質問に移ります。

中長期の在留者に関して、法務大臣は、在留管理制度の目的を達成するために必要な最小限度の範囲の個人情報しか取得・保有をしてはならない旨修正をされました。

しかし、これまで実務では在留申請において非常に詳細な添付資料を要求しております。日本人は基本的に氏名と住所と性別と生年月日の四情報と住民票コード番号という、こういう住基情報の範囲にとどまつておりますが、外国人については日本人と比較にならないほど詳細なプライバシー情報が収集をされているわけでございます。

○衆議院議員(桜井郁三君) 外国人の入国、在留等に関する個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づいて、その取得、保有、利用及び提供が行われるものであります。

いわゆる個人情報の提供、利用状況について開示するという制度を設けることについては、同法の趣旨に照らして、まずは政府全体の個人情報管理制度の見地から検討されるべきものと考えております。

また、自己情報をコントロールすることの重要性については理解いたしますが、しかし同時に、特に外国人の入国、在留等に関する個人情報については、その情報の性質や出入国管理行政の目的に照らして、その開示は国の安全や利益にも大きくかかわるものであることも留意し、慎重に検討しなければならないと考えております。

○國務大臣(森英介君) 理解をするということであれば、何か考えてくださいよ、それは。

今回はこの後採決でありますのでもう時間がありませんけれども、そういう個人情報の保護とい

認めています。外国人にも日本人の住基カードと同様の個人情報保護システムが必要だというところでございます。

他方、法務省は、犯罪捜査目的の情報提供を肯定しております。提供目的の適法性を担保するためにも情報内容の訂正可能性を担保するためにも、情報の流通を本人がチェックできないのは私に問題ではないかというふうに思つてます。

そこで、修正案提出者にお尋ねをいたしますが、修正案提出者の大口委員は、個人情報の保護に対する十分な配慮が必要だと、こういうふうに衆議院で答弁をされております。外国人の自己情報コントロール権を実質化するためにも、是非、各自治体の個人情報保護条例にあるような本人確認情報の提供、利用状況の開示制度を入管法の中にも取り入れるべきなんではないか、そこまでやらないと担保にならない、不十分なものではないかと私は思つんですが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(桜井郁三君) 外国人の入国、在留等に関する個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づいて、その取得、保有、利用及び提供が行われるものであります。

大臣にお尋ねをいたしますが、参考人質疑でもこれを認める意見が二人の参考人から強く出されました。在留資格取消しという極めて重い不利益処分においても、事前手続の公正性、中立性の保障がありません。また、事後手続においては、そもそも不服審査制度がないんです。今回の改正においても手続的な権利保障は全くなされておりません。

う必要性を認められるという立場に立つんなら、是非そのために、もう一つの国の治安というような話をおつしやつたけれども、それを大きく侵害しない範囲で何かいい方法はないのか、今後も是非継続をして検討いただきたい、要望申し上げておきたいというふうに思つてます。

それで、在留取消し手続に適正な手続を保障すべきという、こういう問題について質問をしたいと思います。御案内のとおりでございまして、事前手続につきましては、○五年から難民認定の際の不服申立て手続に第三者を関与させる難民審査参与員制度が導入されておりますけれども、在留資格関係の手続では公正性、中立性の保障がありません。また、事後手続については、そもそも不服審査制度がないんです。今回の改正においても手続的な権利保障は全くなされておりません。

○國務大臣(森英介君) 委員御指摘のとおり、在留期間更新許可申請等の在留審査や在留資格の取消しについては行政手続法及び行政不服審査法の適用が除外されておりますが、それ故に適正な手続に十分に配慮した取扱いをしております。

具体的に申し上げますと、事前手続につきましては、まず在留資格の取消し制度に関しては、入管法及び入管法施行規則に行政手続法第十五条以下の聴聞に係る規定に相当する手続保障規定が設けられております。また、在留期間更新許可申請等の在留審査手続に関しましても、法令上の規定

はありませんが、実務運用上は、申請人等から事務の修正協議の場で、歴史的経緯及び我が国への定情聴取を行う必要がある場合には弁明の機会を与えるなどして十分に配慮した取扱いをしておりま

す。

また、事後手続につきましては、在留期間更新申請等が不許可となつたり在留資格が取り消されたりして退去強制手続へ移行すれば、入国審査官による審査の結果に不服があるときは特別審理官に対し口頭審理の請求をすることができ、口頭審理の結果に不服があるときは法務大臣に対し異議を申し出ることができるような制度となつてゐるほか、行政事件訴訟法に基づき取消し訴訟等の提起に関する事項の教示をするなど、十分な手続的保障が確保された仕組みとなつております。

○近藤正道君 全然私の認識と違う。

在留のいろんな諸手続を見ましても、それは行政手続あるいは不服審査の規定というのとは基本的には異なる段階では基本的にはない。一番最後のまさに土俵際、剣が峰のところへ来て初めていろんな手続きが整備をされている。あとは土俵際、うつっちゃりしかないわけですから、そういうやり方は憲法が保障する適正手続の趣旨からいつて問題ではないですよ、それは。一番最後の取消しの段階になつて様々な制度が発動される。だから、それ以前の段階では基本的にはない。これはもう二人の参考人の方も強調していることでありまして、これは是非やっぱり検討していただきたい。こういうふうに思つてお

ります。

次に、みなし再入国制度についてでございますけれども、そもそも現在安定した在留資格を有していて在留資格上の問題がなければ一律に私はみなし再入国制度の対象とすべきではないか、こういうふうに考えております。

とりわけ特別の永住者についてはそうでござります。特別永住者証明書の常時携帯義務を削除す

る修正協議の場で、歴史的経緯及び我が国への定情聴取を行つた場合には弁明の機会を与えるなどして十分に配慮した取扱いをしておりま

す。

旅券所持者と異なり、北朝鮮籍については適用対象外となつております。これは私は合理性がない、不合理な私は差別ではないかというふうに思つております。

確かに、今、北朝鮮との間にはいろんな問題がございます。外交上も様々な問題があるということは私は十分承知をしておりますが、在日の北朝鮮籍の人たちに私は基本的に責任はないのではないかと、やられてもおかしくないのではないか、この点についても、とりわけその歴史的経緯及び我が国へ

の定着性にかんがみたとき、やっぱり特別の配慮はひとしく私は必要なのではないか、同じく、外交のない台湾、パレスチナなどと同様の手続が非引き続き検討はしていただきたいと、こうのところは是非再検討してほしいし、引き続き、今ははどうしても駄目だということであるならば、是非引き続き検討はしていただきたいと、こうのところは是非再検討してほしいし、引き続き、今はどうしても駄目だということであるならば、是非引き続き検討はしていただきたいと、こうのところは是非再検討してほしいし、引き続き、今は

どうしても駄目だということであるならば、是非引き続き検討はしていただきたいと、こうのところは是非再検討してほしいし、引き続き、今はどうしても駄目だということであるならば、是非引き続き検討はしていただきたいと、こうのところは是非再検討してほしいし、引き続き、今はどうしても駄目だということであるならば、是非引き続き検討はしていただきたいと、こうのところは是非再検討してほしいし、引き続き、今はどうしても駄目だということであるならば、是非引き続き検討はしていただきたいと、こうのところは是非再検討してほしいし、引き続き、今はどうしても駄目だということであるならば、是非引き続き検討はしていただきたいと、こうのところは是非再検討してほしいし、引き続き、今はどうしても駄目だ

です。

○國務大臣(森英介君) 特別永住者について、今までの歴史的経緯を踏まえてそれは特別な配慮をすべきであるということについては、私も委員とふうに思います。しかし、引き続き、今はどうしても駄目だということであるならば、是非引き続き検討はしていただきたいと、こうのところは是非再検討してほしいし、引き続き、今はどうしても駄目だ

です。

○國務大臣(森英介君) なほど大臣がおっしゃったことは私は百も承知の上で、適法な旅券がなければ駄目だということなんですが、現にそういうものがなればよく分かる。よく分かるけれども、しかし、多分今、我が国と北朝鮮との関係、とりわけこの間北朝鮮は好き放題のことをやっていますからそれはよく分かる。よく分かるけれども、しかし、在日の人たち、例えばその子供たちもみんないるわけですけれども、この人たちに一体どんな責任があるのかな、この辺のところはやっぱり配慮をもつとしていただけないだろうかな、そういうことを続けていただけないだろうかな、そういうことを申し上げているんです、一般論としては十分分かった上で、もう一度御答弁ください。

○國務大臣(森英介君) 私も委員のおっしゃることとはよく分かります。ただ、やっぱり両国との関係等々で、両国というか、相互の関係で、やっぱり認められないことは認められないと思います。

○近藤正道君 引き続いての検討をよろしくお願いいたします。

次に、外国人労働者、研修生のことについています。

今ほども議論がございましたけれども、外国人

を本邦に再入国する場合に限り旅券とみなすこととしており、今後もこのような取扱いが必要であると考えます。

したがつて、再入国許可の手続を経ることなく一定の条件の下で再入国を認めることとする今回のみなし再入国の措置についても、有効な旅券を所持していることを要件とする必要があると考えております。

なお、北朝鮮当局が発行した旅券に相当する文書を入管法上の旅券と取り扱うことの適否については、日朝間の関係について政治的な解決が図られる中で解消されるべき問題であると考えております。

したがつて、再入国許可の手続を経ることなく一定の条件の下で再入国を認めることとする今回のみなし再入国の措置についても、有効な旅券を所持していることを要件とする必要があると考えております。

さて、

ういうことによりまして受入れ団体の法令の遵守が進むとともに、受入れ企業とのトラブルが起つた場合は外国人実習生の待遇の改善もなされると期待している、こういうふうに答弁をされております。衆議院における修正提出者細川委員がこういうふうに答弁をされているわけでございま

民事的責任を負うか否かは、個別にその実態を見て判断すべきものと考えております。

繰り返しになりますが、修正案提出者といたしましては、責任という文言を明記したことにより受入れ団体による法令遵守等が進むことを期待しているところでございます。

う、こういう意味合いがあるうというふうに思つています。

○委員長(澤雄一君) 質問をおまとめください。
○近藤正道君 濟みません。
時間ですのでまとめますけれども、いずれにしても、責任が重くなる、第一次受入れ機関は第二次受入れ機関の言わば就労の中身まである程度

に関する特例法の一部を改正する等の法律案に対し、反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、法務大臣が中長期に在留する外国人に関するあらゆる情報を一元的かつ継続的に把握し、在留管理を一層強化する仕組みは、憲法第三条、十四条に反するからです。法務大臣が把握しようとしている情報は、氏

その修正で入れられた責任という概念の内容と射程についてお尋ねをしたいというふうに思うんです。ですが、修正で団体の責任及び監理という文言、概念が明確にされてここに挿入されたわけですが、いますが、第一次受入れ機関は許可制ではない以上行政的な責任を問う手段は限られています。行政的な責任に限らず、請負契約の元請責任、例えば未払賃金の支払責任とかあるいは労働安全衛生法上の責任を私はイメージしているんですけども、こういう責任などの民事的な責任までこの責任の中には含むんでしようか、その余地があるんでしょうか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○衆議院議員 桜井郁三君) 御指摘のとおり、今回の中止改定で外国人技能実習は受入れ団体の監理の下に行われることとなり、修正案では更に責任という文言を明記することによって受入れ団体の責任を法文上にも明確にしたものです。

そして、そのような文言を明確にすることにより、必ずしも法的効果とは言えないかもしませんが、受入れ団体による法令の遵守が進むこととともに、同団体と雇用機関が結託して行われる外

繰り返しになりますが、修正案提出者といたしましては、責任という文言を明記したことにより受入れ団体による法令遵守等が進むことを期待しているところでございます。

う、こういう意味合いがあるうというふうに思つています。

○委員長(澤雄一君) 質問をおまとめください。
○近藤正道君 濟みません。
時間ですのでまとめますけれども、いずれにしても、責任が重くなる、第一次受入れ機関は第二次受入れ機関の言わば就労の中身まである程度

○政府参考人(西川克行君) まず、第一次受入れ機関と第二次受入れ機関で、第二次受入れ機関の関係において発生した事故等で第一次受入れ機関が責任を負うかどうか。これは先生がおつしやられたとおり、第一次機関、第二次受入れ機関の関係、千差万別でございまして、負う場合も負わない場合もあるうと思いますが、ただ、この文言を入れたからといってこれから負うというふうになるとは考えられないというふうに思っております。

したがつて、この責任というものは、やはり団体型の技能実習の活動は受入れ団体の責任ごとに行われる、つまり行政的責任、これを明記したという意味合いであるうというふうに……

○近藤正道君 何の責任。

○委員長(澤雄一君) 質問をおまとめください。
○近藤正道君 濟みません。
時間ですのでまとめますけれども、いずれにしても、責任が重くなる、第一次受入れ機関は第二次受入れ機関の言わば就労の中身まである程度

に関する特例法の一部を改正する等の法律案に対し、反対の討論を行います。

名、生年月日、性別、住居地、国籍はもとより、未婚、既婚の別、世帯情報、新たに所属先の情報として教育機関、就労先、研究所等における学業、就労状況等の内容、さらに、日本人配偶者等としての活動の有無、国税や地方税の納付状況、社会保険の加入状況、雇用の労働条件、子弟の就学状況から日本語能力まで更新許可に必要な情報として閣議決定が過去され、その具体化は政省令会議で定するという答弁によつてもなお在留者のあらゆる個人情報が出入国管理を名目に継続的に法務大臣に掌握されかねない仕組みとなつてゐるからである。

国家が在留外国人に関する私的生活の細部に立ち入つて個人生活の監視を許し、かつすべての情報を管理することは、在留者のプライバシー権を著しく侵害し自己情報コントロール権の保障を損なうものであることは明らかです。また、こうした情報掌握の在り方は、外国人一般に対する社会の監視を強め、社会的差別や偏見を助長することになりかねません。断じて容認することはできません。

国人技能実習生らに対する中間搾取等の違法行為が抑止されることが期待されるものと考えております。

なお、本修正案で明記した責任については、基本的に法改正前に受入れ団体が負っていた法的責任とその範囲を異なるものではないものと理解しております。

また、受入れ団体と雇用機関との関係は様々で、雇用機関において賃金の未払事件や労働安全衛生にかかる事故が発生した際に受入れ団体が

繰り返しになりますが、修正案提出者といたしましては、責任という文言を明記したことにより受入れ団体による法令遵守等が進むことを期待しているところでございます。

う、こういう意味合いがあるうというふうに思つています。

反対する第一の理由は、法務大臣が中長期に在留する外国人に関するあらゆる情報を一元的かつ継続的に把握し、在留管理を一層強化する仕組みは、憲法第三十三条、十四条に反するからです。法務大臣が把握しようとしている情報は、氏

は承知をしているんですが、具体的な雇主が賃金を不払をしたり、あるいは労働安全衛生上の責任を負っているときにその責任が果たせないというときに、第二次受入れ機関は、個々、ケースにおいて発生した事故等で第一次受入れ機関が責任を負うかどうか。これは先生がおつしやられたとおり、第一次機関、第二次受入れ機関の関係、千差万別でございまして、負う場合も負わない場合もあるうと思いますが、ただ、この文言を入れたからといってこれから負うというふうになるとは考えられないというふうに思っております。

したがって、この責任というものは、やはり団体型の技能実習の活動は受入れ団体の責任ごとに行われる、つまり行政的責任、これを明記したという意味合いでありますというふうに……

○近藤正道君 何の責任。

○政府参考人(西川克行君) 行政的責任を明確にするというものであるというふうに考えております。

したがって、修正によつて直ちに第一次受入れ機関が第二次受入れ機関とともに民事責任を負うということになるものではないと考えられますが、このように行政的責任が明記されたことに任せていますので、その責任がより重くなるとい

○委員長(澤雄一君) 質問をおまとめください。
○近藤正道君 濟みません。
時間ですのでまとめますけれども、いずれにしても、責任が重くなる、第一次受入れ機関は第二次受入れ機関の言わば就労の中身まである程度

に関する特例法の一部を改正する等の法律案に対し、反対の討論を行います。

記載し、直ちに法務大臣に報告するなどは信義則に反する行為であります。また、国による自治権の介入そのものです。

在留カードの交付は適正な外国人に限定され、これまで自治体の裁量で認められてきた非正規在留者の福祉や医療教育などが打ち切られかねません。非正規在留者の多くは長年日本経済の発展に貢献してきた人たちであり、税金や保険料もきちんと納めて地域住民とともに助け合って生活してきた在留外国人に対し何らの配慮も払わないと

いうことは人道に反するものです。

反対する第四の理由は、とりわけ団体監理型における研修生・実習生制度の構造的矛盾の広がりはますます深刻であり、プローカーまがいの組合団体や事業者による違法行為の常態化も一向に改善されず、研修生らの置かれている環境は劣悪そのものであるにもかかわらず、その制度の根本的な矛盾を放置している政府の責任が問われているのに、法案はこの点でも極めて不十分だからです。

監理、指導する国際研修協力機構は確たる権限もない上、受入れ団体や会員企業の会費収入に依存して成り立つ組織であり、その性格上、適切な監理、指導のできるはずありません。

環境に耐えられず失踪する研修生、実習生、また死亡する実習生は増加の一途です。また、難民申請が増大する中で、支援のための予算確保をせず、適切な支援を受けることもできない人たちに就労を禁ずることは生存権そのものを否定するに等しいやり方です。

以上のとおり、制度における構造的欠陥や国に対する問題が認められる結果として不法就労が生じている場合が少なくありません。不法滞在者と決め付ける前に問題の原因を究明し、外国人の権利保障と共に生を柱とした外国人政策に転換する、そのことによって人道的対応を図ることこそ今求められています。

本法案の廃案を強く要求し、反対討論いたしました。

法案では、外国人の在留管理が強化される一方、外国人の自己情報や自己情報提供、利用状況の開示請求権といった自己情報コントロール権の実質化が決定的に欠落しております。また、外国人の利便性向上についても極めて不十分なものにとどまっています。

出入国管理業務の業務・システム最適化計画は、外国人を潜在的な犯罪者とみなし、IT技術を駆使し管理する、スマートな、しかしすぎないS-F小説のような監視社会の実現という発想には貫かれております。外国人の入国・在留データ、関係行政機関から提供されるデータを統合管理し、分析・自動アラート機能を活用し、犯罪対策に活用するという最適化計画が導入を予定するインテリジェンスシステムはこのことを象徴しています。

法務省は、法令に基づく場合、例えば刑事訴訟法に基づく捜査機関への情報提供を肯定しております。特定個人の一部情報をキーに、他の分野の情報を結び付けて個人の生活実態やプライバシーの詳細を明らかにするデータマッチング、あるいは不特定多数個人のすべての情報属性を一定の行為を行ふ蓋然性が高いとされる幾つかの属性により絞り込み、検索し、少數ないし特定の個人を抽出するプロファイリングにこの入管データベースが利用される危険は現実のものになつております。在留管理を厳格化するなら、外国人にも自己

疑惑者として警官に誤射される事件も生じております。すべての外国人を潜在的犯罪者とみなす入管システムの誤りは明らかです。

イギリスでは、非正規在留ラジル人がテロ容疑者として警官に誤射される事件も生じております。在留管理を厳格化するなら、外国人にも自己の履行が所属機関の過重な負担となることのないように、また、届出の内容が出入国管理及び難民認定法の目的の範囲から逸脱することなく必要最小限のものとなるよう、その運

名の下にグローバルなIT企業の主導で構築されるという主権の危機、民主主義の危機も指摘されております。

内容的にも、第一に、現行犯逮捕を可能とするため、在留カードの常時携帯義務と違反に対する刑事罰が規定され、別件逮捕による捜査権の濫用の危険は依然として残されております。

第二に、在留取消しに対する適切な不服申立て制度は不備のままで、適正手続は保障されておりません。

第三に、外国人研修制度の抜本的見直しは先送りにされた一方、現実に過酷な労働条件を強制される研修生の保護はいまだ不十分であります。しかも、外国人当事者個人、団体からの意見聴取もなく、行政サービスの対象外となる非正規滞在者の処遇は施行日までの検討課題とされました。

法案は、およそ外国人の生活実態から出発して、将来の外国人政策、多文化共生社会づくりを展望した上で在留管理制度の再編とはなつておりません。

以上の理由から、修正部分については多々ご賛成いたしますが、原案には反対という立場を再度明確に申し上げて、私の討論といたします。

以上でございます。

○委員長(澤雄二君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案に賛成の方の手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(澤雄二君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、千葉景子君から発言を求められておりますので、これを許します。千葉景子君。

○千葉景子君 私は、ただいま可決されました出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約

に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案に對し、民主党・新緑風会・国民新・日本・自由民主提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案に對する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 永住者のうち特に我が国への定着性の高い者についての在留管理の在り方の検討に当たっては、その歴史的背景をも踏まえ、在留カードの常時携帯義務及びその義務違反に対する刑事罰の在り方、在留カードの更新等の手続、再入国許可制度等を含め、在留管理全般について広範な検討を行うこと。

二 みなし再入国許可制度については、特別永住者の歴史的経緯及び我が国における定着性を考慮し、今後も引き続き検討すること。

三 在留カード又は特別永住者証明書の有無にかかわらず、すべての外国人が予防接種や就学の案内等の行政上の便益を引き続き享受できるよう、体制の整備に万全を期すこと。

四 在留カード及び特別永住者証明書の番号については、これらの番号をマスターキーとして名寄せがなされることにより、外国人のプライバシーが不当に侵害されるという疑惑が生じないよう、外国人の個人情報の保護について万全の配慮を行うこと。

用には慎重を期すること。

六 法務大臣が一元的かつ継続的に把握することとなる在留外国人に係る情報が、いやしくも出入国の公正な管理を図るという出入国管理及び難民認定法の目的以外の目的のために不當に利用又は提供されることがないよう、当該情報の取扱いに当たっては個人の権利利益の保護に十分に配慮すること。

七 配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留していることにより在留資格を取り消すことができる制度については、その弾力的な運用を行うとともに、配偶者からの暴力等により当該活動を行わないことに正当な理由がある場合には、在留資格の取消しの対象とならない旨の周知徹底を図ること。

八 新たに中長期在留者となつた者が、上陸許可の証印等を受けた日から九十日以内に住居地の届出をしないこと及び中長期在留者が、届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から九十日以内に新住居地の届出をしないことにより在留資格を取り消すことができる制度については、その弾力的な運用を行うとともに、正当な理由がある場合には、在留資格の取消しの対象とならない旨の周知徹底を図ること。

九 本法の施行による不法滞在者の潜行を防止する必要性があることから、在留特別許可の許否の判断における透明性を更に向上去させることの公表事案の大規模な追加、ガイドラインの内容の見直し等を行い、不法滞在者の実情に配慮して、不法滞在者が自ら不法滞在の事実を申告して入国管理局官署に出頭しやすくなる環境を整備すること。

十 本法により、退去強制を受ける者を送還する場合の送還先に、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第三条第一項等に規定する国を含まないことが明確に規定されることとなつ

たことを踏まえ、退去強制を受ける者をその者の国籍等の属する国等に送還することの可否について、退去強制手続及び難民認定手続において、多方面から慎重な調査を行うこと。

十一 外国人研修生・技能実習生の受け入れについて

では、本法律案が提出された趣旨にかんがみ、専ら低賃金労働力としての扱いが横行することや、外国人研修生・技能実習生が劣悪な居住環境・就労環境に置かれることがないよう、入国管理官署、労働基準監督機関等の連携の下、人的体制を充実・強化し、法令違反、不正行為等について厳格な取締りを行うこと。

十二 外国の送し機関が外国人研修生・技能実習生から徴収する保証金等については、外

国人研修生・技能実習生を不当に拘束する面があることにかんがみ、その徴収を行う外国人の送し機関からの外国人研修生・技能実習生の受け入れを認めないことを含め、必要な措置を講ずること。

十三 本法による外国人研修・技能実習制度の見直しに係る措置は、外国人研修・技能実習生の保護の強化等のために早急に対処すべき事項についての必要な措置にとどまるものであることにかんがみ、同制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得るよう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国の産業構造等の観点から、総合的な検討を行うこと。

十四 入国者収容所等視察委員会について

専門性にも配慮しつつ幅広く各界各層から委員を選任するとともに、委員会が十分な活動を行えるよう、その活動に係る人的・物的体制を整備し、委員会に対する情報の提供を最大限行う等の手段の配慮を行うこと。

十五 新たな在留管理制度の構築や在留外国人に係る住民基本台帳制度の整備がなされるることを踏まえ、我が国において眞に多文化共生

社会の実現がなされるよう、労働、教育、福祉等様々な分野における諸施策の一層の拡充を図るとともに、外国人が生活しやすい環境の整備に努めること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(澤雄二君) 御賛成の方の挙手を願います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(澤雄二君) 多数と認めます。よつて、千葉君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、森法務大臣から発言を求めておりますので、この際、これを許します。

○國務大臣(森英介君) 多数と可決されました

附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(澤雄二君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(澤雄二君) 御異議ないと認め、さよう

決意いたしました。

七月三日本委員会に左の案件が付託された。
一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第
三〇七六号)

二、離婚後の共同親権・両親による共同での養
育を実現する法整備に関する請願(第二二三
四号)

一、子供の保護に名を借りた創作物の規制、搜
査機関による濫用の危険性が高い児童ボルノの単純所持規制反対に関する請願

の単純所持規制反対に関する請願(第三二三
五号)

第三〇七六号 平成二十一年六月十九日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願
請願者 熊本県合志市栄二、三五五ノ五
水上和夫 外九十九名

紹介議員 松野 信夫君
勢以子 外百九十九名

この請願の趣旨は、第二〇九四号と同じである。

第三二三五号 平成二十一年六月二十四日受理
離婚後の共同親権・両親による共同での養育を実現する法整備に関する請願
請願者 京都市伏見区深草南明町二 川畠
勢以子 外百九十九名

この請願の趣旨は、第五三五号と同じである。

第三二三五号 平成二十一年六月二十四日受理
子供の保護に名を借りた創作物の規制、捜査機関による濫用の危険性が高い児童ボルノの単純所持規制反対に関する請願
請願者 山梨県南都留郡富士河口湖町大石
紹介議員 福島みづほ君
一五一 鎌倉啓介 外三十名

この請願の趣旨は、第一五三三号と同じである。

第三二三五号 平成二十一年六月二十四日受理
離婚後の共同親権・両親による共同での養育を実現する法整備に関する請願
請願者 京都市伏見区深草南明町二 川畠
勢以子 外百九十九名

この請願の趣旨は、第一五三三号と同じである。

第三二三五号 平成二十一年六月二十四日受理
子供の保護に名を借りた創作物の規制、捜査機関による濫用の危険性が高い児童ボルノの単純所持規制反対に関する請願
請願者 山梨県南都留郡富士河口湖町大石
紹介議員 福島みづほ君
一五一 鎌倉啓介 外三十名

この請願の趣旨は、第一五三三号と同じである。

平成二十一年七月十五日印刷

平成二十一年七月十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局